

レトモ實際高利ヲ制限スルコトハ出來マセンカラ三段ニ階級ヲ立
テ百圓ト千圓ト百圓以下ト三段ニ立ツタノハ之レハ特別法ヲ當然
ハ六分テアルガアレバ何時改メラレルカ知レント見テ居ルノテア
リマス

(清國) 「ボアソナード」ハ利息制限法ヲ混淆シテ居ルノテアリ
マス

(栗塚) 日本ノ利息ハ六分ガ原則ヲ百圓以下千圓以上ト云フコト
ヲ行政法ヲ作ルノハ悪イノテアリマス

(西) ソウテアリマシヨウ法律上ノ利息ハ六分ニ違ヒナイ

(南部) 契約上ノ利息ハ法律上ニアルノガ、オカシイ

(元尾崎) 夫レハ學者ノ論ヲ聞テモイカン

(元尾崎) 合意上ノ利息ハ法律上許ス割合ヲ超過スルコトヲ得ス
トシテ宜シクハアリマセンカ

(清國) ソウスレハ宜シイ

(大尾崎) ソレハ宜シイ

(栗塚) 合意上ノ利息ハ法律上ニ許ス割合ヲ超過スルコトヲ得ズ
ト致シマス

(南部) 八十一條ノ法律上設ケタルト云フノハ如何此方ニ法律上
ノ割合トアルカラ彼方ハ間違ヒハ、シマセンカ

(栗塚) ソウ云フコトハアリマスマイ夫レカラ次ノ項ハ箇條ニ修
正ヲ致シマシタ若シ利息ガ法律ノ許ス割合ヲ超過シテ顯ニ定メラ
レタル時ハ法律上許ス割合ニ之ヲ減スルコトヲ得ヘクト致シマシ
タ

(元尾崎) ソウスルト已ニ拂テ仕舞タモノヲ取還スノテアリマス
カ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) ソレハ酷テハ無イカ

(栗塚) ソレカラ末項ハ負擔セラレス、トアルハ辨濟スルニ及ハ
ストシマシタ之ハ高利貸ニ取テハ痛イテシヨウ

(元尾崎) 却テ借リル者ガ困ルテシヨウ

(栗塚) 元來利息制限法ハ借リテチ困マラセル方ガ當然テアリマ
スカラ

(元尾崎) ソウ云フコトハアリマセン

(栗塚) イ、ニ、ソウテ御座イマス不融通極マルノテアリマス

(南部) 八十一條ニハ要約セラシタリトアリマス

(元尾崎) 一昨日佛蘭西新聞チ出シテ見マシタガ今迄テハ佛蘭西
ハ甚ダ酷テアツテ裁判所チ訴チ受理シナカツタノテアリマス

(元尾崎) 無暗ニ制限チ立テナケレハナランナレハ制限法ハ止メ
テ宜シイ

民國十二年九月八

(大尾崎) 原本ニ返還セシムル杯ハ感服シマセン

(南部) 制限チ止メルナラハ宜シイ、ボアソナードノ説ハ元來制
限チ止メル説チアリマス

(元尾崎) ボアソナードハ、ドウテモ此方ハ此方ラテシテ宜シイ

(南部) 私杯ハ制限チ止メル方ガ宜シイト思ヒマス併シナカラ、
ソレハ今日ハ行ハレマセン然ル以上ハ制限チ置タ以上ハ仕方ガア
リマセン

(西) 控訴院チハ實際高利貸ト云フ者ガ高利チ取タコトハ知レン
デ受取股モ取レン様ニシテ居ルガアレハ取戻サセマス

(栗塚) 高利貸ハ制限チ付ケナケレハナリマセン

(元尾崎) 控訴院デドウ云フコトカ知レンガ恰度其位チ宜シイ

(西) 現ニ手数料ト云フモノハ取還シテヤツテ居リマス現ニ五十
圓ノ手数料チ取テ五十兩ノ金チ貸シテ然ルニ尙ホ百圓チ返シタノ

テアリマス

(大尾崎) 拂ツタモノヲ返サナケレハナラント云フ處ハ云ハンツクニ置クガ宜シイ

(元尾崎) 眞ニ手数料ヲハナイガ中ニハ周旋スル、ヤツガアル區役所ヤ何ニカニ行クヤツガアル其者ニ周旋料ヲヤルノハ如何

(栗塚) ソレハ禁シテハ居リマセン

(元尾崎) 併シ手数料ト云フ性質チヤリマシヨウ

(村田) 元尾崎サンノ言フガ如キハ宜シイガ左モナイノハ不正ノモノヲ取タコトニ當リマシヨウ

(元尾崎) 不正トハ云ヘンテ、アリマシヨウ

(栗塚) ソンナモノハ此處ニ見テ居リマセン

(西) 貸主ノ方へ取り放シト云フノチス

(南部) 周旋人ノ手数料ハ別テアリマス

民國十二年九月

(大尾崎) 其他ノ方法ト云フノガアリマスカラ手数料杯モ籠テアリマシヨウ

(栗塚) ソレハ裁判官ガ事ニ方テ見ナケレハナリマセン

(大尾崎) 由シ手数料トシテモ第三者ガ來テ世話チシテ、ソレニヤルモノヲ禁シテハ不都合テアリマス

(栗塚) ソレハ別モノテアリマス

(西) 私ノ手数料ト云フノハ貸主ノ方へ取ルノチ云フノテアリマス

(清岡) 私ハ由シ制限チ超ヘテモ既ニ拂ヒ済タモノヲ戻サセルコトハ酷イト思ヒマス

(大尾崎) ソウチヌ制限法ニ裁判所ニ出テ來タラ制限法ニスルゾ
ヨト云フノチ相對ノモノヲ禁タノテアリマセン、故ニ已ニ拂ツタモノヲ又取還サセルト云フノハ不都合チス

(南部) 併シナカラ今ノ制限法ニモ契約上ノ利息トアリマス

(大尾崎) ケレトモ相對テヤルコトヲ禁シテハアリマセン

(南部) ソレナレハ制限ヲ廢スルガ宜シイ

(栗塚) 元來制限法ハ何ノ爲メテアリマシヨウカ

(大尾崎) 高利貸ノ爲メニ小民力苦シム處カラテアリマス

(栗塚) ソレナレハ原案テモ宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎) 制限ハ立テ居ルガ併シナカラ現ニ相對ノ貸借モ制限法

ニ從ハナケレハナラント云フノテハナイ之レヲ若シ相對ノモ禁ス

ルトスレハ世間融通ガ塞カル譯テアリマス

(清岡) ソンナコトヲシテハ直チニ差支ガ生スル日本杯ノハ決シ

テ制限杯ト云フノテハアリマセン

(栗塚) 偏ニ制限文ケハ御置キテ願ヒマス又制限外ニ取ツタモノ

ハ即チ不正ノモノテアリマスカラ之レハ取戻スガ當然テアリマシ

ヨウ

(大尾崎) ソウテ法律ハ立入ル可キモノテハアリマセン

(南部) 制限ガナケレハ、テスガ既ニ制限法ヲ置タ以上ハ仕方ガ

アリマセン

(元尾崎) 學者ノ説ヲ聞テ一体社會ノコトハ學者ノ云フ通りニ行

クコトハ見ルノハ悪イノテアリマス

(南部) 學者ノ説ニ非ス外國ノ法律ニアルノテス

(元尾崎) 外國ノ法律ニアレハ其通りニシナケレハ、ナランカ

(南部) ソウ云フノテハナイガ貴君ノ見ル處テハ學者ノ説ハ皆ナ

悪イノテスカ

(元尾崎) 悪イモ善イモアリマセン

(南部) 然レハ善イノテアリマス

(元尾崎) 只タ日本現行ニ置テ見ルヨリ外仕方ガナイ

(南部) 日本今日ノ現況ヲ見レハ高利貸ノ弊ガ已ニアルカラテアリマス

(栗塚) 私ハ現ニ三割ノ利ヲ拂ツタト云フ時テス

(清岡) 拂ツタノガ悪イテハナイカ、ナゼ既ニ自分ガ承諾シテ二割ヲモ三割ヲモ合意シテ済ダモノヲ、ソレハダマサレタト云ツテモ別段ニ詐欺ヲモサレタナラ格別、ケレトモ任意ヲ拂ツタノテアリマスカラ之レヲ取戻サセルコトハ酷イテアリマシヨウ

(栗塚) 何ノ爲ノニ制限ヲ立テマシタカ

(清岡) ソレナレハ八十一條ニハ要約セラレサル利息ヲ拂ツタモノハ償還スルヲ得スト、之レハ制限内ニアルガ制限内トシテモ、併シナカラ要約セラレサルモノヲ拂タナラハ取戻シテモ宜シイガ此ノ時ニ取戻サンハ何ノ爲ノカ

(南部) ソレハ不正ハナイカラテアリマス

(清岡) 利息ヲ拂ヒ要約シテ、ナイモノナレハ取戻シテモ宜シカリソウナモノテス

(南部) 合意シテナイテモ後トテ合意スレハ別ノ話テ此方ハ法律上カラ制限スルノテアリマス

(清岡) 上ノ條ニ制限ト云フ條ヲ除ケテ要約セラレサル可シ、シタ者ハ償還サスト云ツタラハ宜シイ、制限ト云フ字ヲハサンダモノタカラコウ云フコトガ出テ來ルノテアリマス

(栗塚) 左様テハアリマセン越意ヲ定メテ置テ書イタノテアリマスカラ一体ノ理窟ハ合意上ノ利息ト雖トモ法律上ノ許シテ超ヘテナラント云フ越意テアリマス

(大尾崎) 一旦拂ツタモノヲ戻スト云フコトハ感服致シマセン

(南部) 不當タカラ取戻スノテアリマス

(大尾崎) 不當トハ云ヘマセン

(南部) 法律カ禁シタモノヲ取タナラハ即チ不正テアリマス

(横村) 何程以上ハ取ルコトナラント云フコトハ禁シテアリマセ
ン

(南部) 裁判上利息ヲ引直スコトヲ得ルト書テアリマス

(横村) ソレハ請求シテカラテ、アリマシヨウ未タ利息ガ滞テ居
ル其滞テ居ル利息ヲ貸主カラ云フト、アノ利息ハ二割ト云フ、ス
ルト之レヲ制限ニ引直シテ拂ハセルノテアリマシヨウ已ニ拂タモ
ノチ初ノ日ニ割ヲ引直ス性質テハアリマスマイ

(南部) 不正ノモノハ取戻サセルトシナケレハ通商ガ立チマセン

(大尾崎) 通商ノ立タンコトハナイ只貴君ノ様ニ大變ヲシテモ仕
方ハナイ取還サセルコトハ止メテハ如何テス

(南部) ソレハ少シ御考ガナイト破レマスゼ

(元尾崎) 引直サセルト云フノハ拂タモノヲ引直スノテハアリマ

セン

(西) ソレハ解釋ノ仕方ガ違テ居ルノテアリマス

(栗塚) 大尾崎サンノ趣意ハ之レ丈ケテ許スト社會ノ融通ガ止マ
ルト云フガ之レハ單ニ吐キ出サセルノガ偶然ダト云フノテアリマ
スカ

(大尾崎) 偶然ダト云フ譯テハアリマセンガ元來制限ト云フモノ
ハ裁判所へ出ナイ場合ノモノヲ禁シタノテハアリマセン

(南部) 蕩々タル裁判官ニシテ高利貸ヲ捕ケル様ナ説ニ至テハ實
ニ驚キ入りマス

(清岡) 貴君方ハ米ノ價值ヲ幾許カ知ラン人ニハ宜シイガ實ハ不
都合ナ話テス

(栗塚) ソレナレハ自由ニ任セ下ダスツテ制限ヲ置カンガ宜シイ
既ニ制限ヲ置ク以上ハ仕方ガアリマセン

(元尾崎) ソレハ極點論ト云フモノテス

(南部) 之レハ互ニ考ヘル事ニシテ暫ラク留保シテ置クコトニ致シマシヨウ

(元尾崎) 利息制限法ハ私等ガ議シタノテスガ決シテ禁スル趣意ヲハアリマセン

(大尾崎) 寧ロ返還サセル文ケノ事ハ副リタイ

(村田) 儲蓄問題ニナツタ時ハ寄り合テスル例モアリマスカラ委員長ノ出席ノ時迄留保シテ置キマシヨウ

(清岡) 併シナカラ多数ヲアリマシヨウ

(栗塚) 尤モ委員長ノ出席ノ時ニヤルト云ツテ勝手ニ一二ノ説チ決スルハ憲法ニ背キマス

(大尾崎) 勝敗ニ頓着ハナイガ大キナ問題ニ依テハ委員長ノ出席ノ時議ソウト云フノナラハソレテ宜シイ

本條ハ委員長ノ出席ヲ待ツテ議スルコトニ決ス

第八百八十三條朗讀ス

第八百八十三條 若シ貸主ガ負擔セラレタル元本ノ全部又ハ一分ヲ受取り満期ノ利息ニ付キ留保ヲ爲サル、トキハ貸主ハ反對ノ證アルマテ其利息ヲ受取り又ハ之ヲ拋棄シタリト推定セラル(第千九百八條)

(修正案) 「反對」ノ上チ左ノ如ク改ム

「若シ貸主カ満期ノ利息ニ付キ留保ヲ爲サスシテ元本ノ全部又ハ一部ヲ受取りタルトキハ」

(栗塚) 若シ貸主ガ満期ノ利息ニ付キ留保ヲ爲サスシテ元本ノ全部又ハ一分ヲ受取りタルトキハ」ト致シ反對ノ證據云々ハ副リマシタ

(元尾崎) 留保ト云フハ差引キ置クノテスカ

(栗塚) 利息ハ何レ頂戴致ストカ何ントモ云ハス黙ツテ受取タナ
ラテアリマス

(村田) 金ヲ貸シタニ利息ノ有ルコトモ無イコトモアルカラ出タ
ノテアリマス

(栗塚) 利息ハ何ントモ云ハス元金ヲ受取タ時テアリマス「拋棄
シタリト推定セラレ又ハ受取リタリト推定セラレテ」テアリマス
(元尾崎) 之レハ、オカシイ、一体斯フ云フコトハ習慣ニ違フ假

令ハ金ヲ千圓貸シテ居ルト六ヶ月ノ約束テ六ヶ月ニ行タトキ今ハ
千圓返センカラ五百圓丈ケ取テ置テ呉レ後トハ一ヶ月待テ呉レ
ト云ツタトキ元金五百圓丈ケ取テ置テ事ガアル、スルト利息ハ
黙テ居タラ五百圓丈ケハ取タモノト推定セラル、ノテアリマスカ
(南部) 皆ナソウナツテ居リマス

(栗塚) 反對ノ證據アル利息ヲ何ニモ云ハスシテ受取タトキハ利

息ハ、イラント見テ居ルカモ知レマセン

(元尾崎) 何カナシニ五百圓丈ケ入レルカラ待テ呉レト云フコト
ガアルノテアリマス

(清岡) 其時五百圓ノ内利息ガ幾許アルカラ五百圓持テ來テモ元
金ハ五百圓ニハナランノテス

(南部) 今ハソウナツテ居リマス

(元尾崎) ソウナツテ居リマセン現在我輩ガ金ヲ貸リテモ返スト
キハ五百圓丈ケ受取テ置テ呉レト云フハ受取モヨコス元金幾許正
ニ受取リ候ト云フ受取チ出シマス

(南部) 此ノ法律ハ利息カラ先キニ取ルコトニナツテ居リマス

(元尾崎) 高利貸トカ何ントカ云ヘハソウカハ知リマセンカ懸意
ヅクノ貸借ハ、ソウ云フコトハ御座イマセン半分丈ケ返スカラ後
トハ暫ラク待テ呉レト云フコトガアリマス、サスレハ利息ハ拋棄

シタモノト推定セラル、ハ酷イト思ヒマス

(大尾崎) 反對ノ證據ガアレハ、デスカラ千圓貸シタニ五百圓受
取タ所テ利息ハ済テ居ルト云フカソウハ、ユカン

(元尾崎) 留保杯ト云フコトハ入りマスマイ

(元尾崎) 相對テ種々ニナリマスカラ一概ニユキマセン

(南部) 此ノ民法テハ利息ヲ先キニ引クモノト見ルノテアリマス

(栗塚) 元金ヲ受取テ受取チャツタナラ利息モ受取タモノト看做
スノテアリマス

(元尾崎) ソレナラハ宜シイカ一分ト云フコトハ止ノ様テハアリ
マセンカ

(栗塚) 尙ホ綿密ニシタノテアリマス

(元尾崎) 此綿密ハ悪イテシヨウ

(櫻村) 一分ト云フコトハアル方ガ宜シイテシヨウ

(元尾崎) 只今申シタノハ千圓貸リタ處ガ今度三百圓丈ケ返スカ
ラ後トハ暫ラク待テ呉レト云ツテ三百圓受取ルト、ナラハ三圓ノ
利息ヲ拂ラヘハ無論宜シイ兎ニ角三百圓丈ケ入レテ置クト云フヨ
トガ澤山アリマスカラソレマテノ利息ヲ拂ツタモノト裁判所テ看
做スノハ酷イト云フノテアリマス之レハ習慣ニ違フモノテアリマ
ス

(清岡) 千圓ニ付キ之レ迄ノ利息ハ二十圓カ三十圓アル、スルト
三百圓返スモ元金ヘハ二百七十圓シカ進入ラントシテ置ケハ宜シ
イ

(元尾崎) 金貸商賣ハ其位ニシテ居ルガ懸意ヅクテハ、ソナナ事
ハ致シマセン

(清岡) 懸意ヅクテハ喧嘩ニハナリマセン

(南部) 懸意ヅクテモ金ヲ貸シテ利ヲ取レハ商賣テス

(元尾崎) 商賣ト云フコトハアリマセン

(南部) 私ノ商賣ト云フノハ無價テナイト云フノテアリマス

(元尾崎) 故更ニ一分ト云フコトヲ加ヘテ無價ノ種ヲ薛クニハ及
ハン

(南部) 審イテアル方ガ宜シイ

(栗塚) 元尾崎サンノ御説ハ御引キナスツテハ如何テス

(元尾崎) 之レハ佛蘭西法ガ宜シイ

(栗塚) 佛蘭西法ハ不完備ト云フノテアリマス佛蘭西ニハ全部計
リテ無イ様ニ見ヘルガ之レガ爲ノニ裁判例ガ區々ニナルカラ止ノ
タイト云フノテアリマス

(元尾崎) 人民ガ法律ヲ知テ來レハ宜シイガ夫レハ到底知り得ナ
イモノテアリマスカラ困リマス已ニ私チスラ偶ニ知りマシタガ若
シ出ナイトキハ知レマセン

(栗塚) 反對ノ證據ト云フハ手紙カナニカ、アレハ善イノテス

(元尾崎) ソンナ事ハアリマセン先ツ半分返シテ置クト云フノガ
アリマス

(清岡) 反對ノ證據アルマテト、ト云フノテ證據ノナイコトハア
リマセン

(元尾崎) 諸君ノ賛成カナケレハ仕方ガアリマセン

(大尾崎) ソレテハ先キニイキマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第八百八十四條明讀ス

第八百八十四條 若シ十ヶ年ヲ超ユル時期ニ付キ利息附貸借ヲ爲
シタルトキハ借主ハ如何ナル反對ノ合意アルモ十ヶ年後常ニ之
ヲ辨濟スルノ權能ヲ有ス

然レトモ若シ年賦金カ利息ノ外元本ノ漸次償却ヲ包含スルトキ

ハ其取越辨償ヲ爲スコトヲ得ス（伊民第千八百三十二條）

（修正案）「時期ニ付キ」ヲ「時期ニテ」ト改ム

（栗塚）之レハ歸リ前へ拂ヒ、ト云フコトヲアリマス、時期ニ付キ、チ時期ニテ、ト改ノマシタ

（清岡）一度期ニ拂へハ拂ヒサウナモノテス

（栗塚）ソレテハ取ル人ガ迷惑致スノテアリマス

（村田）取越シト云フノハ、オカシウ御座イマス

（南部）年賦金テス

（栗塚）養老金見タ様ナ、モノテアリマス

（元尾崎）之レハ時期ヲ以テ、トシテ宜シクハナイカ

（南部）其論モアリマシタ

（栗塚）以テ、ハ時期ニテ其意味ニナルト思フノテ時期デ、ト云フノテス

（元尾崎）以テノ方ガ宜シイ様テス

（栗塚）年賦金ニ付テ取越シ辨償ヲ爲スチ得ストシテモ宜シウ御座イマス

座イマス

（横村）其方ガ宜シイ

（村田）ソレガ宜シイ

（南部）ソレガ宜シイ

（大尾崎）包含スルト云フハ、オカシイ

（栗塚）利息モ拂タ故ニ、チビチビ拂ツテ行ク則チ包含シテ居ルト云フノテス

（西）元トノ方ガ分ツテ居リマス

（元尾崎）元トノ方ガ宜シイ

（清岡）修正ノ方ガ宜シイ

（南部）元トノ方ガ宜シイ

(村田) 同シコトテス

(南部) 同シコトナラハ原案ヲ宜シイ

(大尾崎) 先キニ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第八百八十五條朗讀ス

第八百八十五條 第八百八十一條乃至第八百八十四條ノ條例ハ貸借ヨリ生シタルモノニ非サル金圓又ハ量定物ノ總テノ義務及ヒ合意上位ニ法律上ノ利息ニ之ヲ適用ス

(横村) 之レハ宜シイ様テス

(村田) 合意上ト法律上ト上へ、下ニナツテハ居リマセンカ

(南部) ドウシテモ合意ガ先キテス

(大尾崎) 之レハ宜シウ御座イマシヨウ次キヘ移リマス

本條ハ原案ニ決ス

第八百八十六條朗讀ス

第二節 無期年金權ノ契約

第八百八十六條 利息附貸主ハ何レノ時ニ至ルモ元本ヲ要求スルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得此場合ニ於テハ其契約ヲ「無期年金權ノ設定」ト稱ス(第九百九條、第九百十條)

此拋棄ハ明確ナルコトヲ要シ又ハ明ニ情况ヨリ生スルコトヲ要ス
(修正案) 第一項「權利ヲ拋棄スルコトヲ得」ヲ「權利ヲ自ラ禁止スルコトヲ得」ト改ム

同條第二項「拋棄」ヲ「禁止」ト改ム

(栗塚) 二ヶ所「拋棄」トアルハ「禁止」ト改メマシタ

(横村) 棄テルト云フノテアリマスカラ拋棄ト云フ方ガ穩テアリマシヨウ

(元尾崎) 自カラ禁止シタ、ヤツテス

(大尾崎) 元金ヲ棄テルノテス

(南部) ソウテハ、アリマセン要求スル權利ヲ棄テルノテアリマ
ス元金ヲ棄テルナレハ利息ノ生シ様ガアリマセン

(元尾崎) 際限ガ無イト云フノテ無期ト云フノハ、オカシイ

(栗塚) 併シ無期流刑トカ無期徒刑トカ終^始云ツテ居リマス

(元尾崎) 無期ト云フト無期ノ貸借ト云ヒ何時テモ取返ノ出來ル
様ニ見ヘルカラ無終年金トシテハ如何テス

(村田) ソウ云フコトハアリマセン

(大尾崎) 禁止ヨリ拋棄ノ方ガ善クハアリマセンカ

(樺村) 善ク考ヘマスト禁止ノ方ガ宜イカモ知レマセン

(栗塚) 註ヲ見マスルト拋棄ト云フ意味ハ御座イマセン

(元尾崎) 之レハ元トノ譯ノ通りニシテハ如何ガ

(清岡) 三年ノ後チ二年ノ後チ出來ルト云フノテアリマシヨウ

(樺村) 何時モ出來ルト云フノテシヨウ

(元尾崎) 永久ト書キマスカ

(南部) 斯フ云フ契約ガ出來ルト云フ意味テアリマス

(栗塚) 次キノ項モ御考カナケレハナリマセンガ此ノ禁止ト云フ
字ハ禁止ト書キマスルト都合ガ宜シイノテアリマス

(元尾崎) 分ルカラ宜シイガ之レニ註釋ヲシテ之レヲ權利ノ禁止
ト云ヒマスカ

(清岡) 永久ノ元本ニ請求セサルヘシトハ、オカシイ永久ト云フ
ト短シカクシテハ善イカト云フ様ガアリマス

(大尾崎) 先ツ斯フヤツテ置クガ宜シウ御座イマシヨウ之テ食事
ニ致シマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時正午十二時

零時四十分開會

(大尾崎) 始ノマシヨウ

第八百八十七條朗讀ス

第八百八十七條 無期年金債ヲ負擔スル借主ハ如何ナル反對ノ合意アルニモ常ニ其受取リタル元本ノ辨償ヲ實行スルコトヲ得

(第一千九百十一條第一項)

然レトモ其借主ハ十ケ年ヲ超ユルコトヲ得サル或ル時期前ニ於テ右ノ辨償ヲ實行セサルコトヲ約スルコトヲ得

右ノ約務ハ常ニ之ヲ更新スルコトヲ得然レトモ十ケ年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヲ超ユルトキハ十ケ年ノ期限ニ短縮ス

辨償ハ反對ノ合意アラサルトキハ全部タルコトヲ要ス

債務者ハ六ケ月前ニ其辨償スルノ意思ヲ債權者ニ豫告スルコトヲ要ス但當事者ニ於テ他ノ期間ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス

(第一千九百十一條第二項)

債務者自己ノ定メタル時期ニ於テ辨償セサルトキハ損害賠償ノ責ニ任ス然レトモ辨償ニ強要セラル、コトヲ得ス但更改アルトキハ此限ニ在ラス

(修正案) 第一項「實行スルコトヲ得」ヲ「爲スコトヲ得」ト改ム

同條第二項「十ケ年ヲ超ユル」以下左ノ如ク改ム

「十ケ年ヲ超エサル或ル時期前ニ右ノ辨償ヲ爲サ、ルコトヲ約スコトヲ得」

同條第五項「其」ノ一字ヲ刪ル

(栗塚) 辨償ヲ爲スコトヲ得ト修正ヲ致シマシタ

(松岡) 此ノ様ナ修正ナレハ日本人ニモ聞コヘル報告委員ハ顯明ナリト申シテ宜シイ、無期年金トハ如何外國ニハ斯フ云フコトハ

大變アリマス

(松岡) 日本ノ習慣ニハ利子ヲ切り捨ニシテ元金割拂ヒニナルノ
テス

(元尾崎) 利息制限ト同シ様ナ趣意ヲ御座イマシヨウ

(南部) 趣意ハ別テ御座イマス

(栗塚) 十ヶ年宛行クノテアリマス

(元尾崎) 十ヶ年越ヘテ黙ツテ居ツタナラハ又十ヶ年行クノテア
リマスカ

(栗塚) 左様テ御座イマス

(元尾崎) 十三年目ニ至ツテモ亦タ出来ルノテスカ

(栗塚) 出来ルノテス

(元尾崎) 其時十年ヨリ超ユルコトハナラント云フハ如何

(栗塚) ソレハ反對ニナルノテ返スコトガ出来ル、處ガ何時テモ

返サレテハ困ルノテ十年ノ間ハ安心ナサイ利息ヲ拂ヘト云フノテ
アリマス

(元尾崎) 十年ハ定メテ出来ルト云フノテシヨウ長イ契約ハ出来
ント云フノテアリマシヨウ

(松岡) 假令十ヶ年間ハ返サンテモ善イト云ツテモ十ヶ年過キタ
ラ是非返セト云フ約束テハナイガ我々ノ上ニハナイ^トイマス

(栗塚) 之レハ更新スルコトガ出来ルノテ八年目ニナツテ又十ヶ
年ト云フコトガ出来ルノテアリマス

(元尾崎) 黙ツテ居レハ十年テモ十五年テモ咎ノナイノテ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 私ノ云フノハ利息制限法ト同シト思フ余計拂ツテモ週
テ法ニ叶ハヌカラ返シテ呉レト云フコトハ出来マセンガ制限法ト
同シテアリマシヨウ

(松岡) 此ノ法丈ケハ削リタイ

(西) 一体何時返シテモ宜シイノテス、處ガ之レ丈ノ間ハ返セン
ト云フノテアリマス

(元尾崎) 無期年金ハ無期ダカラ何時モ返ヘセルケレトモ約束チ
スレハ十年迄ト云フノテアリマスカラ善ク分ツテ居リマス

(大尾崎) 何時拂ツテモ善イナレハ短縮センテモ善クソウナモノ
テス

(南部) 短縮セラル、ハ十ヶ年以上ノ契約シタ時十ヶ年ニ、サル
ルノテ、十ヶ年以上ハ出來ント云フ法律テアリマス

(松岡) 日本ニハ元金チ拂フト云フニ取ラン杯ト云フ人ハアリマ
セン

(元尾崎) 本條末項ノ損害賠償ノ責ニ任ス然レトモ辨償ニ強要セ
ラルコトヲ得ト云フコトハ何フ云フコトナスカ

(栗塚) 返セト云フコトハ云ヘンノテアリマス

(元尾崎) ソレハ如何ガノモノテアリマスカ

(栗塚) 何セナレハ無期ダカラテス

(元尾崎) 債務者自己ノ定メタル時期ニ於テ云々トアルノテ辨償
ノ責ノニ任ス、然レトモ辨償ニ強用セラル、ハ分リマセン

(栗塚) 借リ主ガ自分テ返ヘソウトハ云ヘルガ貸主ノ方カラハ出
來メノガ八十六條ノ原則テアリマス

(元尾崎) 十ヶ年ト云フノハ借リ主ノ爲メ計リテスカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 私ハ相方ノ契約カト思テ居リマシタ

(栗塚) 左様テハアリマセン片務契約テアリマス

(清岡) 辨償ヲ強用セラレテ差支ハナイ

(元尾崎) 六月ノ四日ニ必ス受取ルト云フ方カラ損害賠償ノ訴ガ

出來ルノテスカ

(栗塚) 出來ルノテス

(元尾崎) 金ヲ返サント其時ニ至ツテ返ヘサンニ依テ損害賠償ノ
訴ガ出來ルト云フハ余計ナコトテス

(栗塚) 義務ノ更改ニナツタカラ仕方ガナイ

(横村) 返ヘソウト云ツテ返サンカラ已ニ引キ當テニシタモノモ
アルカラ損害賠償ト云フノテアリマス

(松岡) 御苦勞ナコトテス

(大尾崎) 之レハ、オカシイ

(栗塚) 之レハ金ヲ貸シテ置イテ取りタクナイ方ノ側テス

(元尾崎) 其代リ利ヲ取ルノガアルカモ知レマセン

(大尾崎) 感服ハシマセンガ善ケレハ置クコトニ致シマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後一時五分閉會

民法草案財產取得篇購事筆記六十二回

自第八百八十八條
至第九百八十二條
附第八百八十二條

目次
本編
學務
法律
裁判
整理
會

日本銀行
本
學
術
研
究
會

民法草案財産取得編議事録記第六十二回
明治廿一年六月五日午前八時二十分開會
(委員長) 始ノマシヨウ

自第八百八十八條
至第九百三條附第八百八十二條

第八百八十八條 朗讀ス

第八百八十八條 債務者ハ第四百二十五條ニ總テ債務者ハ法律上ノ期限ノ利益ヲ失フト定メタル最初ノ三箇ノ場合及ヒ其他正式ノ付違滞ノ後引續キニケ年間利子ノ辨濟ヲ缺キタル場合ニ於テハ元本ノ辨償ニ強要セラル、コトヲ得(第一千九百十二條、第一千九百十三條)

此終ノ場合ニ於テ第四百二十六條ニ從ヒ債務者ニ恩惠期間及ヒ辨濟ノ分割ヲ許與スル裁判所ノ權利ヲ妨ケス

(横村) 第四百二十五條テハ權利上ノ期限トアリマスガ何ウ云フ
譯ケテスカ

(栗塚) 同シニ致シマス方ガ宜シウ御座イマス

(横村) ソレテハ前ノ通りニ致シマシヨウ

(栗塚) 宜シウ御座イマス権利上ノ期限ト改ノマス

(村田) 法律上ヨリ権利上ノ方ガ宜シイ

(今村) 前ノ人ハ誰カ譯シタカ其時分ニハ法律上トアルノテ取調委員ノ翻譯局テ権利上ト直シタノテアリマス所ガ直シ落モアリマス此所テハ或ハ直シ落チカモ知レマセン併シ何方ニシテモ同シ事ナアリマス

(南部) 権利上トシテ置キマシヨウ

(栗塚) 法律上テ権利上ト御直シテ願ヒマス

(元尾崎) 正式ノ付違滞ト云フコトハ前ニアリマスカ

(栗塚) アリマス使丁ヲシテ催促狀ヲ遣リマスルコトテアリマス

(元尾崎) 之レハ何ウ云フコトガ債務者ニ相應ニ恩惠期間ト云フ

ノハ如何

(栗塚) 恩惠期間ト云フノハ裁判所カラシテ金ヲ返スニ付テ見計ラツテ遣ルノテアリマス

(元尾崎) 見計ラウト云フコトハ賦ニ空漢テアリマスガ外ノ國テハ習慣モアリマスガ日本テハ分リマセン

(今村) 裁判官ガヤルカラソナコトハアリマセン

(栗塚) 三日トカ或ハ五日猶豫ヲ與ヘルノテアリマス

(西) 是迄モ猶與期限ハ三日或ハ五日トカ見計ラツテヤリマス

(元尾崎) 無期年金權ソウ云フ場合ニ於テハ返セト云フノテアリマスカ

(西) 返ス事ノ出來ル時分テ事柄ヲ見計テヤルノテアリマス

(村田) 相應ト云フコトハ損害賠償テモ何ンテモ裁判官ガ相應ト認メル所テ外ニモ相應ト云フコトハ澤山アリマス

(清岡) 之レハ云ツテ無クテモ宜シイノテ實ニ御丁噂ナ話テアリ
マス

(西) ソウテス云ツテ無クテモ見計ヒテ宜イノテス

(元尾崎) 英文ニ據ルト權利上ノ期間トシタ方ガ宜シイ

(栗塚) 同シコトデアリマス前ニ權利上ノ期間トシマシタカラ此

所モ、ソウスルノデアリマス

(村田) 法律上トシテモ宜シイ

(元尾崎) 權利上ノ期間ト法律上ノ期間ト違ヒハシマセンカ

(栗塚) 違ヒマセン

(委員長) 八十五條ニモ法律上トアリマス

(村田) 前ニモアリマス

(今村) 法律上ノ利息ト法律上ノ期間トノ上ニ意味ハ少シ違ヒマ
ス

(栗塚) 法律テ人ニ與ヘテアル期間デアリマス

(元尾崎) 矢張り法律上ノ期間デアリマシヨウ

(今村) 法律上ノ期間ト茲ニアリマスガ假令ハ三ヶ月間ト云フ契

約ヲスレハ其期限ヲ裁判所ヲ許シテヤツタ期限テハナイ

(栗塚) 恩惠期限テナイコトヲ指シタノデアリマス若シ法律上ト

直スナラハ初ノカラ直サナケレハナリマセン、ドウカ權利上テ御

通シナスツテ下サイ

(元尾崎) ソウ云フ趣意ナレハ宜シイ

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ法律上トアルテ權利上トシ其他原案ニ決ス

第八百八十九條明讀ス

第八百八十九條 前二條ノ條例ハ不動産移付ノ代價又ハ條件トシ

テ設定シタル無期年金權ニ之ヲ適用シ又無價名義ニテ設定シタ

ル無期年金權ニモ之ヲ適用ス(第五百三十條)

右款レノ場合ニ於テモ辨償ハ當事者ノ間ニ評價セラレタル元本又其評價ナキトキハ利息ノ法律上ノ割合ニ從ヒテ計算シタル毎年ノ利子ヲ生スヘキ元本ヲ以テス(同上)

若シ利子カ日用品ナルトキハ元本ノ辨償ハ特別ノ合意アルニアラサレハ終ノ十ヶ年間ノ右日用品ノ平均代償ヲ利息ノ基礎ト爲シテ右元本ノ辨償ヲ爲ス(千七百九十年十二月十八日ニ議決シ同二十九日ニ頒布シタル佛法律第三條)

(修正)第三項「右日用品」ヲ「其日用品」ト改メ「利息」ヲ「利子」ト爲シ「シテ」ノ下「右」ノ一字ヲ刪ル

(栗塚) 本條末項ノ十ヶ年間右日用品トアルヲ其日用品ト改メ利息ヲ利子ト改メソレカラ右元本ヲノ辨償トアル右ト云フ一字ヲ刪リマシタ

(横村) 又ハ條件トシテ設定シタルト云フノハ何フ云フモノテスカ不動産チャルカラ年金權ヲト云フノテアリマス

(元尾崎) スルト年金權ノコトヲ日用品ノ部分ハ之レ丈ケ拂フト云フニ利子ト云フハ、オカシイ英文ニモ「ペーメント」トアルガ利子トモナントモアリマセン

(今村) 又ハ條件ト云フハ制タ方ガ宜シイ

(栗塚) 前ニ不動産移付ノ付與トシテ代償ト條件ト合セテシ、ソレヲシナケレハナランコトモアリマス註ニハ代償ト條件ト區別シテアリマスカラ事柄ハ不動産移付ノ補充トシテ分ルノテアリマス(今村) 條件ト云フ字ハビツタリト合ヒマセン

(横村) 何フ云フ事柄テシヨウ

(栗塚) 移付スルニ付テ年金ヲドウスルト云フコトテアリマス

(今村) 不動産チャルカラ其條件トシテ年金ヲヨコセト云フコト

テアリマス

(栗塚) 詰り補充トシテ、テス

(元尾崎) 無償名義ヲ與へ年々幾許ヅ、遣ルト定メテ若シソレテ

拂ハナイ様ナ事ガ出来マヌルト元金ヲ返セト云フコトガ出来ルノ

テアリマスカ

(栗塚) ソレモ出来マス

(元尾崎) 何ニモ遣ラン遣付スルハ詰ウ御座イマス

(今村) ソコガ無償名義テアリマス

(元尾崎) 貴君ノ子供迄モト云ツテ年金ヲ設定シテ此方ガ難義ヲ

シテヤレナクナツタ場合ニハ一時ニ取ルト云フコトガ出来ルノテ

スカ

(栗塚) 故ニ容易ニハ設定ハ出来マセン

(元尾崎) 妙ナ法律テアリマス

(村田) 妙ナ法律ト云フコトハナイ

(元尾崎) 誠ニ詰ラン法律ナル

(村田) 詰ランコトハナイ

(今村) 日本テモ此ノ法律ヲ用ヒテヤツタノテアリマス殊同様ナ

モノテアリマス

(元尾崎) 私ハ元ヨリ反對テアリマス

(栗塚) 無期年金權ト云フモノヲ無償名義テヤルト云フコトガ出

来ルカ否ヤテアリマス

(清岡) 之レモ仕方ガナイ様テスガ十年平均代價ハ長イ様テアリ

マスカラ五年位テ澤山テス

(今村) 十年ハ長カ過キマスルカモ知レマセン又タ三年テハ短カ

過キマス

(元尾崎) 英國ノ如キ經濟社會ノ定ツタ所ハ十年テ宜シイガ日本

田
林
學
術
技
藝
作

ノ如キハ十年テハ遠方モナイコトガ出来マシヨウ

(清岡) 之レ程週ラナイテモ宜サソウナモノテス大底之レ迄從前ノ平均ト云フモノハ舊幕時分テモ五年ナラ平均シト云フノテ十年ナラ平均シト云フコトハ聞キマセン

(委員長) 五ケ年平均位カ宜シイカモ知レマセン

(今村) 佛蘭西ハ假令ハ土地ヲ極ノレハ十年十二年小作シテモ矢張十年ヲ目安ニシテアリマス

(大尾崎) 開墾スルハ棄下トカ云フモノハ長イ平均ヲ取ルカ成就シタモノハ長イ平均ニハ及ハヌ三年カ二年テ澤山テアリマス
(今村) 短カクスルナレハ五年テス

(元尾崎) 五年ナレハ充分テス

(大尾崎) 五年ナレハ宜シイ

(村田) 伊太利ハ十年テス

(元尾崎) 併シコンナコトハ日本テハナイタロウ

(村田) 併シ十年位ヒヤランテハ平均ハ出テ来ナイタロウ

(栗塚) 長ケレハ長イ程正シイモノガ出ル譯テス

(村田) 果實ハ危イモノダ

(西) 平均ヲ取ルナレハ長イ方ガ宜シイ

(元尾崎) 長クカ宜ケレハ百年テモ千年テモ宜シイ

(村田) ソレハ勿論ダガ日本テハ十年ガ長イト云フ理由ハナカロウ

(元尾崎) 計算ガ分リ易イカラダ

(横村) 十年テ宜カロウ

(今村) 昔ハ扶持ヲ遣ルコトカアツタカ近來ハナイカラ之ハ波多ニハナイ

(元尾崎) 維新ノトキ大名ガ何人扶持遣ス杯ト云フコトガアツタ

カラネ

(今村) ソウ云フモノハ今日皆金ニ直シテアルカラ用ユルコトハ
ナイ

(元尾崎) 不調法ガアレハ取消スカラネ

(栗塚) ソレハ不調法ガアレハ忘恩ト云フノテ別ニアリマス

(委員長) 十ケ年テ宜カロウ

(西) 法律制台ト云フカアルガ許ス制台ト直シテ來タガ法律上制
台ト云テハ間違ハシマセンカ

(栗塚) 此所ハ矢張六朱ノ方テス

(西) 許ス方テハアリマセンネ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 二項ニ利息トアルカ之ハ利子ダロウ

(栗塚) 利息デアリマス利子ト云フノハ年金ノ高テ利息ト云フノ

ハ當前貸金ノ利息デアリマス

(大尾崎) 利子ヲ何テ積テ宜シイカ法律上ト云フ様ニ一割トカニ
割トカ目安ガ立ンテハナランガ

(今村) 六圓ナレハ元ハ百圓ト見ルノデアリマス

(元尾崎) 終リノト云フハ六ケ數イネ

(栗塚) 日本テハ云ヒ様ガナイ

(横村) 十ケ年通テタネ

(西) 法律上ノ制台ト云フハ疑ヒガ起リハシマセンカ

(南部) 八百八十一條ノ制台ト云フノガアル、アレハ法律上ノ利
子ニナツテ居リマス

(元尾崎) 前十ケ年間トスルガ分リ宜シイ

(栗塚) 前十ケ年テ宜シイカモ知レン

(清岡) 前十ケ年テ分ランコトハナイ

日本銀行長官

(元尾崎) 地租改正ニモ前十ヶ年トアル

(横村) 前十ヶ年ガ宜シイカモ知レマセン

(委員長) 前十ヶ年トシテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「終ノ」ヲ「前」トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第八百九十條朗讀ス

第十八章 使用貸借

第一節 使用貸借ノ本性

第八百九十條 使用貸借ハ當事者ノ一方カ他ノ一方ノ使用ノ爲ノ
之ニ動産物又ハ不動産物ヲ交付シ他ノ一方カ明示又ハ默示ニテ
定メタル時期ノ後借受ケタル原物其物ヲ返付スルノ義務ヲ負擔
スル契約ナリ(第千八百七十四條、第千八百七十五條、第千八
百七十七條、第千八百七十八條)

此貸借ハ本來無償ナリ(第千八百七十六條)

(修正) 「當事者ノ一方カ」ヲ「當事者ノ一方ヨリ」ト改ム

第二節 「貸借ニ關シテ」ヲ「貸借ニ際シテ」ト改ム

(栗原) 修正ハ當事者ノ一方ヨリ、トシテ矢張昨日申タ如ク片務
ノ契約テアツテ見レハ當事者ノ一方ガト云フ「ガ」ノ格チ一ツ置
キ他ノ一方ガト云フハ第二「ガ」カアルカラ双方ニ云ヘルカラ他
ノ一方ガ義務負擔スル契約ナリト改ノマシタカラ使用貸借ト云フ
コトニ付テ報告委員ノ方テ調査ノ際トコウ云フ説ガ出マシテ、今
申上マスル説カ出シタ爲メニ起案者ニ問合スルコトニ致シマシタ
ガ、ト申スハ次ノ條チ御讀ミニナリマスト直クニ分リマスガ次ノ
條ニ、使用ノ物權チ得取セス人權チ得取ス、トアリマス人權チ得
取スルト使用貸借チ何チ得ルカナレハ人權チ得ル人權ト云フモノ
ハ何カト云フト義務ハ對等ノモノチ契約ノ所ニ人權即チ債權ハ常
ニ義務ト對等ス、ト云フノチ一ノ人權ガアレハ一方ニ義務ト云フ

(今村) 困難ノ箇條ガ三ヶ條アリマス使用貸借ノトキニ種々ナ權ガ付テ居ル使用權ハ物權トアルカラ質ニモ抵當ニモ出來ル、所ガ之ハ人權テアリマスカラ抵當ニモ質ニモ出來マセン賣ルコトモ出來マセン所ガ事柄ハ一ツコトテアリマス不動産テモ動産テモ使フノ權ガアルノテアリマスカラ向ウガ物權テ此方ガ人權テアル事柄カーツテ何ゼ違フカト云フニ一ツノ困難テ此方モ無償使用權ナラ宜シイ無償ハカリテハナイ有償モアルガ彼方ノ無償ト此方ノト較フルト違ヒハナイ一ツコトテアリナカラ物權ト人權トシタノハ分ラン一點テアリマス

(栗塚) 別物テアリナカラ其實ハ同シテアリマス
 (今村) 今ツハ同シク動産不動産テモ質テ借リタ者ガ使フト云フハ質貸借モ一ツコトテアリマス物テ質シテ動産不動産テ質テ借タ者カ使フトキハ質銀ハ入ラヌト云フ使フケレトモ質ガアルト云フ

民取十二ノ一二三

ノテ向ウハ物權此方ハ人權ト云フハ抑モ區別スル理由ガ薄イ佛蘭西ニハ同シ質借ノ中一分トナツテ居ルカラ宜シイケレトモ「ボアソナード」ノ様ニ質借ハ一錢テモ質カ付ケハ物權トシテ居ルノテアリマス

(栗塚) 馬車人力車テ借リテモ質テ拂ヘハ物權ト云テ居ル

(余村) 貸本屋テモ質テ拂ヘハ物權テアル、ソレカラ貴君ノ本テ無償テ借リタラ人權テアリマス

(村田) 尤モ質借ハ物權テハナイ純粹ノ物權テハナイ

(今村) 使用貸借ニ付テ報告委員ノ議論ハ二點テアリマスソレカラ今一ツハ、佛蘭西法學者ハ民法ニハ使用貸借ト云フモノガアル佛蘭西學者ハ何ウ云フカト云フニ一般學者ノ説ヲ見ルニ之ハ双務契約テ一方カラ物テ使用セシムル義務ガアル借タ方ハ返サナケレハナラン義務ガアル双方義務ガアルカラ双務契約ニナル双務契約

ト云フト一方ガ人權ヲ得ルト云テ宜シイ、所ガ「ボアソナード」ハ之ハ双務契約チナイ片務ト明言シテ居ルノテ佛蘭西學者ノ説チ據テ居ルソウシテ本文ハ何ウカ使用貸借ハ貸主ニ對シテ人權ヲ得取ストアルスレハ向ウニモ義務ガナケレハナラン、所ガ義務ガナイト云フ義務ガナケレハ人權ハ天下ニ成立タヌ實ハ「ボアソナード」ハ窮ラ自家撞着シテ居ルノテアリマス此點ガ一ツ困難チアリマス

(元尾崎) 物權ヲ得取セス人權ヲ得取ヤセルハ如何

(栗塚) 物ノ上ニ持タ權ト人ニ對シテ持テ居ル權ト違ヒマス

(今村) 返答ガアレハ此上感服不感服ニ拘ハラヌ報告委員カラ持出スカラ其時大体御決シテ願ヒマス

(村田) 使用權チアルト用收權ト同シテ動産目錄モ作ラナケレハナラン、所カ貸借トナルト一方權利ヲ得ルコトニナルト作ルニ及

ハヌ權利ヲ得ルコトニナルト何方ガ使フテ宜イカ分ラン中浮ラリ
 (栗塚) 實際御話チ致シマスルト佛蘭西テ使用權ト云フモノハ何ウ云フトキヤルカ使用貸借トナルカ、私ノ想像スル所テハ實際チ見ルニ矢張親類中テ用收權チ設定スルト同シコトチヌソレカラ使用貸借ハ一時ノコトチアリマス

(大尾崎) 併シナカラ或ハ姪トカナントカ云フモノニ田地チ作り食ニシテ居ルハソレハ使用貸借ニナルノダ

(元尾崎) 矢張用收權ダロウ

(大尾崎) 用收權トハ違フ用收權ハ賣ルコトモ質ニ置クコトモ出來ルカラ違フ

(村田) 使用ハ用收權ノ中ヘ加ヘルモノチ又ソレカラ住居權ト云フモノガ加ヘルノチヌ

(委員長) 中ブラリン、テアルガ抵觸ハスマイト思フ

(大尾崎) 田地ノ如キモ作り取りニシテ貸ノモアル

(今村) 借りタモノハ何チ得ルカニ至テ困ルノテス

(元尾崎) 月ニ三度借ルトカ云フヨウナ約束テ其トキハ人權トナルノカ

(今村) ソレモアリマスガ貴君カラ無賃テ本チ借りタトキハ私ハ返サナケレハナラン義務ガアル然レトモ貴君ノ方ニハ何モ義務ハナイト云フ、カ外ノ法律ニハ義務ガアルト云テ居ル貸スト云タラ貸テ置カナケレハナラン義務ガアルト云フノテス

(栗塚) スルト義務テナイト私ガ書物チ村田サンニ貸テ只貸タトキハ私ハ貸テ置カナケレハナラン義務チハナイ賃テ在ル間ハ取上ルト云フ權利ノ缺無ト云フノテ原案者ノ云フノハオカシイ

(委員長) ソレハオカシイ

(南部) 爾フ日ニナレハ金チ貸シテモ期限迄ハ取レヌテシヨウ天

民取十二ノ一二五

下契約中双務ナラサルハナシト云テ居ルカソレハ少シオカシイ

(今村) 「ボアソナード」ノ論ニ依ルト人權チ得ルト云フノガ困ルノテス

(元尾崎) 一体ハコンナコト、書カンガ宜シイ

(栗塚) 悉ラクハ爾チ來ルテシヨウト思ヒマス

(委員長) 其方カラ云フトソナモノダガ義務ト云ヘハ云ヘヌコトモナイダロウ

(栗塚) 權利ガナイ乃チ缺無ト云フノテス

(今村) 賄リ人權チ得ルト云フト賄リ「ボアソナード」ノ註チ爾レハ難カニナルノテス

(栗塚) 使用賃借ハ双務契約ト認ノルカ然ルニ双方テナイ片務ト云ヒナカラ人權チ得取スルト云テハ困ルノテアリマス

(今村) 本文ノ反對チ註ニ書イテアルカラ困ルノテス

(委員長) ソウ致シマシヨウ起案者ノ脱ヲ開テ致シマシヨウ

本條へ起案者ニ質問中未定

第八百九十一條朗讀ス

第八百九十一條 借主へ使用ノ物權ヲ得取セスシテ貸主及ヒ其相續人ニ對スル人權ノミヲ得取ス

借主ノ權利ハ其相續人ニ移ラス但相續人カ當事者ノ意思ノ右ト異ナレルコトヲ證スルトキハ此限ニ在ラス又相續人他ニテ右ト同一ナル物ノ使用ヲ求ムル爲ノ裁判所ヨリ期間ヲ得ルコトヲ妨ケス(第八百七十九條)

(修正案)「使用ノ」ヲ「使用ニ付キ」ト改メ「シテ」ヲ「只」ト改メ「對スル人權ノミ」ヲ「對シ人權ヲ」ト改ム

同條第二項「右ハ」ヲ「之ニ」ト改ム「右ト同一ナル」ヲ「等シキ」ト改ム

(栗塚) 借主使用ノ物權トアルヲ借主使用ニ付キ物權ヲ得取セス貸主及ヒ其相續人ニ對シ人權ヲ得取ストシマシタ

(今村) ニ付キハ惡イヨウテス

(南部) 使用ノコトニ付テト云フノタロウ

(栗塚) 使用スルコトニ付テハ人權シカナイトアルモ同シコトテス

(村田) 原書ハ「使用ノ」テス

(清岡) 使用ノテ宜シイ

(栗塚) 之ヲ修正シタノハ使用ニ付物ヲ得取セスト云フト使用シテモ使用權ハナイゾヨト云フ意味テス

(村田) 裁判所ヨリ正當ノ期間ト云フ字カ英文ニアリマスカ佛蘭西ニハアリマセンカ

(栗塚) アリマセン縱令期限ヲトアリマス

(清岡) 之ハ何ウ云フコトカ又以下ハ分リマセンカ

(南部) 登記ノ日カラ等シイモノノ使用ヲテス

(清岡) 他ニテ等シイモノ、アル間ハカ

(栗塚) 左様ヲス

(清岡) 六ヶ敷イネ

(大尾崎) 佛蘭西ニハ相続人ニ移ルトアリマスネ

(南部) 左様ヲス

(大尾崎) 間ニ何ウ云フ譯ケカ「ボアソナード」ノ註ガアリマス

ネ

(栗塚) アリマス矢張之ハ相続人ニ移リハセン此人丈ケニアルコ

トテ矢張恰ト使用權ト同シ理窟テアリマス

(村田) 併シ但以下ハ移ルノテス

(大尾崎) 佛蘭西ハ初ノカラ移ルカソコガ違フ

(南部) 違ヒマス

(栗塚) 本來無償テアルカラト云フノテス

(大尾崎) 元來無償テアルカラ相続人へ移ルト云フガ當リ前ダ

(南部) 併シ人ヲ借シテタカラ其人ガ死テ相続人マテ貸スト云フ

コトハ何ウカ知ラン

(大尾崎) 作り食ノコトハ一代テハナイ

(元尾崎) 用收權テアツテ使用貸借テハナイ

(大尾崎) 用收權ハ人ニ譲ルコトモ出來ルガ之ハ出來マセン

(元尾崎) 田地ヲ與ヘ貴様作り食ヲシロト云ヘハ出來ルダロウ

(南部) 佛文ヲ見ルニ相続人ニテ移ルヨウテハナイ

(元尾崎) 日本ハ物品貸借ハ移ラヌ方ガ宜シイ

(南部) 人ヲ借シテヤルモノテ無償ヲ行クノタカラ

(栗塚) 賄リ三ツノ理由テ縱令無償ト云フコトソレカラ使用貸借

ト云フコト有期無期ト云フガアルノテ用收權ノ如キ終身ナレハ相續人ニ行クノテアルト云フカモ知レンゾレカラ又貸人ノ方テ借人ヲ知レテ居ルト云フコトカアリマス此三點ヲ云テ見レハ借人丈ケニ止マツテ息子ニ行カント云テ居ル併シナカラ反對ノ合意アレハ格別テアリマス

(大尾崎) 併シ「ボアソナード」ノ草案ハ宜シイコトハヨイ

(西) 使用權モ讓ルコトハ出來タノテアリマス

(大尾崎) 佛蘭西ニモアルノタカラ必ラス之ニハ理由ガアルノテシヨウ

(栗塚) 左様テス

(西) 之ニ異ナレルトアル「レ」ノ字ハ刪レルノテシヨウカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 酒屋ガ酒ヲ造ルニ道具ヲ借りテ居ルトカ何トカ云フノ

カアルタロウ

(横村) 其期限ヲ裁判所カラ與フルノタカラ長イコトハナイ

(委員長) 求ノルハト云フハ分ラン

(栗塚) 求ノルハ探シ出スマテト云フノテス論リ得ルマテ、ス

(西) 使用ヲ得ルマテ、トシテ宜シイ

(大尾崎) ソレテ宜シイ

(栗塚) 得ル迄ノ期間テハアリマセン得ル爲メノ期間テアリマス

(南部) 得ル爲メナレハ宜シイ

(大尾崎) ソレナレハ宜シイ

(村田) 同シヨトテスゼ

(元尾崎) 使用ヲ求メル爲メテハ如何

(委員長) 求メルヨリハ得ル爲メノ方ガ分ル、之ハ「求」ハ得ルトシテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第八百九十二條明讀ス

第二節 貸借ヨリ生シ又ハ貸借ニ關シテ生スル義務

第八百九十二條 借主ハ物ノ本性ニ因リ又ハ合意ニ因リ定マリタル使用ニ於テ且貸付セラレタル時間ニ於テノミ其借用物ヲ用ユルコトヲ要ス(第八百八十條)

借主ハ他ノ使用又ハ期限後ノ使用ヨリ生スヘキ滅失又ハ損壞ハ勿論又其使用カ原因トナリタル意外ノ滅失ニ付テモ其實ニ任ス(第八百八十一條)

(修正案)第一項左ノ如ク改ム

借主ハ借用物ノ本性ニ因リ又ハ合意ニ因リ定マリタル用方ニ從ヒ且貸付セラレタル期限内ニ非ラサレハ其物ヲ使用スヘカラス同條第二項「損壞」ノ「下ニ付テ」ノ三字ヲ加ヘ「其使

用」以下左ノ如ク改ム

「其使用ニ際シテ生シタル意外ノ滅失ニ付テモ其實ニ任ス

(栗塚) 之ハ文字ヲ改メマシタ定マリタル使用ニ於テトアルハ何

ダカ分リマセン第二節貸借ヨリ生シ又ハ貸借ニ際シト改メマシタ使用貸借ヨリ生スル義務トハ何カ、起案者ノ説明ヲシテ見ルト使

用貸借カラ生スル義務ハ第八百九十條ニ定メタ義務現物其物ヲ返ス義務ハ貸借ヨリ生スル義務又貸借ニ際シト云フハ之ハ貸借カラ生スル義務ヲハナイ殊ニ依ルト出ルコトガアルノテ假令ハ時大テ

借リタ所ガ之ガ狂犬テアツタトカ云フ如キテ之カ爲メニ損害ヲ蒙タラ價ハナケレハナラン併シナカラ借主ハ書物ヲ借リテハ保存スル爲メカ或ハ家ヲ借リテ居ル爲メ入費ヲ出シタコトハ貸主ガ價ナ

ハナケレハナラン義務ガアルカラソレハ必ラス出ルカナレハソウハ性カン若シ疊ノ表替シタラト云フテモ價フニハ及ハヌ貸借ヨリ

生スル義務ハ貸主ノ義務ト御讀ニナルト宜シイ

(村田) 六ヶ敷イホ、貸借ヨリ生ス又ハ貸借ノ効果ヨリ生スル義務ト讀ム

(栗塚) 註ニモ今申タ如ク説明シテアリマス人ニ損害ヲ蒙ラシタラ價ハナケレハナラン義務ヲアル併シナカラ如何ナルトキニ生シタカ貸借ノ折ニ生シタカ此所ニ關テ居ルノテアリマスノテ結果ト云フ字ガアルノテ貸借ノ機會ニ「ハズミ」ニト云フコトチアリマス只ノ折テナイト云フカ必要テアリマス

(村田) 貸借ノトキト貸借ニ際シテハ違フ、際シテト云フト關係スル様ニ聞ヘル

(栗塚) 貸借ノ際生スル義務ヲ宜シイ

(大尾崎) 場合テスカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 貸借ノ場合ニト云テモ宜シイト思フカ如何

(栗塚) 場合テモ宜シイ第八百九十八條ト第八百九十九條ヲ見テ居ルノテアリマス

(大尾崎) 貸借ニ際シテ生スル義務トシテ宜シイカ

(南部) 際シテガ宜シイ

(横村) 際シテガ宜シイ

(栗塚) 貸借ノ折ニト云フコトチアリマス

(南部) ソレテハ際シテ宜シイ

(栗塚) ソレカラ「借主ハ物ノト云フチ「借用物ノ本性ニ因リ又ハ合意ニ因リ用方ニ從ヒト直シマシタ」且貸付セラレタル期限内ニ非サレハ其物ヲ使用ス可カラス」トシ次ノ項ハ「借主他ノ使用又ハ期限後ノ使用ヨリ生スヘキ滅失又ハ損壞」ト云フチ「生スヘキ滅失又ハ損壞ニ付テハ勿論又其使用ニ際シテ生シタル意外ノ滅

失レト改ノマシタ

(村田) 後ノ使用損壞ニ付テ勿論其使用ノ時間ニ生スルトアルカ
英文ニハ「意外ノ事又ハ不可抗力ノ損失ニ付テモ責任ヲ負フ」ト
アリマス

(栗塚) 一ツ書イテ含ンテ居ルノテスネ

(元尾崎) 意外ノ損失テハ往カソネ

(栗塚) 意外ノ事ヨリ生シタル損失ト云ハナケレハナラン

(元尾崎) 不可抗力ノコトニシテハ如何

(村田) 昨日、斯フ直サント不都合テス例ヲ舉ケルト、ツイ、隣リ
ニ斯ウヤツテ八百九十三條ニハ意外ノ事トアルカラネ

(元尾崎) 矢張書クガ宜シイ

(栗塚) ソレハ入レテ差支ナイ文字テスカラ入レマシヨウ「使用
ニ際シテ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ生シタル損失」ト致シマシ

ヨウ

(元尾崎) 不可抗力損失ト云フト損壞ハナイカ、不可抗力ノ損失
ハカリカ何ウ云フモノテスカ

(栗塚) 損壞モ道入ルノテアリマス

(元尾崎) 英文ニハ一ツシカナイ

(栗塚) 損失テ矢張損壞モ道入ルノテアリマス

(大尾崎) 入レテ宜シイダロウ

(栗塚) 入レテカ、入レンテモ讀ノルテシヨウ

(清岡) 入レンテモ損失又ハ損壞ニ付テハ勿論トアルカラ宜シイ

(横村) 生スヘキト云フモノテシヨウ生スルテハナイカ生シタル
テモ宜シイ

(元尾崎) 生シタルダネ

(栗塚) 生スル損失又ハ損壞テアリマス

(村田) 生スヘキダナ

(栗塚) 生スルガ宜シイ

(横村) 滅失ト損壊ダカラ知ラント云フコトニナル

(委員長) 法律文ハ違フ、何レモ斯フ云フ理窟ト云ヘハ宜シイカ

一箇所コウヤツテ、ハ性ケマセン貫クナレハ宜シイ

(村田) 入レテアル所モナイ所モアリマスカラ困ルノチス

(横村) 滅失損壊ト入レルガヨイテハナイカ

(大尾崎) 入レテ置キマシヨウ

(委員長) 入レタ方ガ過チハナイ「滅失又ハ損壊ニ付テモ」ト入

レマシヨウ

(栗塚) 宜シウ御座イマス入レマス

(元尾崎) 入レルカ宜シイ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項左ノ如クシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

借主ハ他ノ使用又ハ期限後ノ使用ヨリ生スヘキ借用物ノ滅失又

ハ損壊ニ付テハ勿論又其使用ニ際シテ意外ノコト又ハ不可抗力

ニ因リ生シタル滅失又ハ損壊ニ付テモ其實ニ任ス

第八百九十三條明瞭ス

第八百九十三條 若シ借主カ自己ノ物ヲ用ヒテ借用物ニ右ノ滅失

ヲ免カレシムルコトヲ得ヘトキ又ハ自己ノ物ト借用物ニ共同ノ

危険ニ於テ自己ノ物ヲ救護シタルトキハ其借主ハ亦意外ノ事又

ハ不可抗力ヨリ生スル滅失ノ實ニ任ス(第千八百八十二條)

(修正案)「意外ノ事」ノ上テ左ノ如ク改ム

借主ハ若シ自己ノ物ヲ用ヒテ借用物ノ滅失ヲ免カレシムルコ

トヲ得ヘキトキ又ハ自己ノ物及ヒ借用物ノ共同危険ニ際シ自

己ノ物ヲ救護シタルトキモ亦

(元尾崎) 此所ニモ亦ハオカシイ

(栗塚) 前條ヲ承ケタモ亦ノ積リテアリマス

(委員長) 救護シタルトキモ亦カ

(栗塚) 左様チス

(元尾崎) 落チ着キハ悪イカ仕様カナイ

(横村) 其實ニ任セスチ宜カロウ

(南部) 其ハ云ヒタクナイ

(委員長) 答ガ悪イネ

(元尾崎) 譯ケハ解テ居ル

(委員長) 借用物ノ危害ヲ免カレシムルチ得ストカ滅失ハ何ンゾ
字チ書イテ終リニ亦同シトシタラ宜シイカモ知レン

(村田) 委ハシイ方カ宜シイ

(栗塚) 初ノニ借主ハ若シ自己ノ物ヲ用ヒテ使用物ニ不可抗力ト

シマシタガ何ウモ原文チ盡サンノテス

(元尾崎) 文章チ轉倒シテ「意外ノ事又ハ不可抗力ニ生スル滅失
損害ニ付テハ借主ハ若シ自己ノ物ヲ用ヒテ云々亦其實ニ任セスト
ヤツテハ何ウカ

(南部) 次第ハ宜シイガ終リハ「意外ノコト又ハ不可抗力ニ因リ
生スル滅失損壞ハ何ノ損壞カ分ランカラ矢張借用物ノト云ハナケ
レハナラン

(元尾崎) 生スル借用物ノト入レテ宜シイ

(横村) 前ノ方へ自己ノ物ヲ用ヒテ借用物ノ滅失損壞ヲ免カレシ
ムルチ得ヘキトキハトスルカ

(栗塚) 得ヘキトキハ又チス

(横村) 得ヘキトキモ得サセナカツタト云フノカ

(南部) 左様チス

(栗塚) 得ヘキ場合ニ得サセナカツタナラハト云フ意味ヲ含ンテ
居ルノテアリマス

(横村) 得ヘキトキモ得サリシカ

(大尾崎) 譯ハ分テ居リマス

(元尾崎) 譯ケハ分テ居ルガ外ニ替イ知惠ガナイカラ仕方ガナイ

(栗塚) 意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ生シテ借用物ヲ滅失又ハ損
壞ニテ若シ自己ノ物ヲ用ヒテ滅失損壞ヲ免カレシムルヲ得ヘキト
キ又ハ借用物ノ共同ノ危険ニ際シテ自己ノ物ヲ救護シタルトキハ
損壞ノ責ニ任セスト致シマシタガ分リマセン

(村田) 此儘テ宜シイテシヨウ

(委員長) 滅失ト云フコトハ分ラン、自分ノ物ヲ用ヒテ借用物カ
滅失シタナレハトナケレハナラン

(栗塚) 借主ガテス

(南部) 又ハト前項ヲ承ケテ居ルカラ宜シイテシヨウ

(委員長) 此文ハ前項ヲ承ケテ居ルノカ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 自分ノ物ヲ用ヒテ借用物ノ滅失損壞ヲ免カレ得サルト
キ又ハ共同危険ニ付テ自己ノ物ヲ救護シタ又ハカト思フ

(栗塚) 後ノモ亦ハ前條ノ觀ミ合ニナルノテ其爲ノニモ亦テ善キ
マシタ

(委員長) 滅失ト云フコトハナイカ宜シイカ

(清岡) 滅失シナケレハ責ニ任シマセンカラ宜シイ

(委員長) 自分ノ物ヲ救護シタラ責ニ任スルト云フヨウニ見ヘル

(村田) ソレハ左様テス

(委員長) 自分ノ物ヲ救護シテ人ノ物ヲ毀損シタトキハ責ニ任ス
ナレハ宜シイ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 併シ滅失ト云フコトハナイゼ

(栗塚) 不可抗力ニ因リ生スル借用物ノ滅失ト云テモ宜シイ

(元尾崎) ソレハ云ハンテモ宜シイ

(委員長) 救護シ借用物ヲ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ生スルカ

借用物ニ加ヘタル意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ生スル損壞ノ責ニ

任ストアレハ分ルガ此文章ヲハ世ノ中ニ通用センニ違ヒナイ

(栗塚) 第一自己ノ物ヲ用ヒテ、得ヘキトキニ免カレシノサルト

キト書カナケレハナラン

(委員長) 前ノハ後ノ亦テ承テ救護シタルトキ自己ノ物ヲ救護シ

テ他人ノ物ニ損壞ヲ蒙ラシメタトキハ借用物ニ加ヘタル意外ノ事又

ハ滅失ニ因リ損壞ヲ加ヘタト云ヘハ他人ノ物ヲ毀ハシタガ分ル

(栗塚) 自己ノ物ヲ救護シタルトキ又借用物ニ付ト入レテ意外ノ

事又ハ不可抗力ニ因リ生スル損壞滅失ノ責ニ任スト致シマスカ

(委員長) ソレナレハ宜シイ

(村田) オカシイ

(南部) 借用物ト云フ明カナ字ヲ入レテハオカシイ

(清岡) 上ノ文章ヲモ同シコトニナルノテスネ、是ハ之テ宜シイ

テシヨウ

(栗塚) 借主ハ左ノ場合ニ於テトヤリマスカ、併シソウスル程ノ
必要ガアリマシヨウカ

(清岡) ソンナ大普請スル程ノコトハアリマスマイ

(委員長) 文章ノ上カラハ分ランネ

(栗塚) 借主ハ借用物滅失ト見ン以上ハ見ヨウハ外ニアリマセン

(委員長) 文字ノ上カラハ何ヤラ分ラン

(村田) 分チ居リマスゼ、貴君ノ見方ガ違フノテシヨウ

(委員長) コウ云フ文章テハ皆ノ者ガ誤ルテシヨウ

(村田) ソレハ此所ハカリテハアリマセン

(元尾崎) 前條ノ二項モ何ノコトダカ分ラン

(栗塚) 借用物ト云フコトガアルノチスカラ後ニ出タ不可抗力ニ
因リ生スルハ何カナレハ借用物チアリマス

(委員長) 自己ノ物チ用ヒテ免カレ得ヘキトキハ實ニ任ス、テハ
一向分ラン

(村田) 滅失ト損壞ノ實ニ任スト云ヘハ分ルテシヨウ

(委員長) シタナレハト云フガナケレハナラン、何方ノモ危険カ
同シク到來シテ居ルニ自分ノ物チ救テ他人ノ物チ救ハナカツタト
キハ實ニ任ス、ダカラ、スレハ他人ノ物ト云フコトガナケレハ分
ラン

(栗塚) 意味ハ分ルテシヨウ

(委員長) 佛蘭西文ハ分ルガ日本文モ大概一ツニシテ外モコウ云
フ通旨ナレハ宜シイガ

(横村) 免カレシノ得ヘキトキ之チ免カレシノサルトキ、ソレカ
ラ自己ノ物チ救護シテ借用物チ救護セサルトキハ入レテハ如何

(南部) スルト下ヘ借用物ノ滅失ト入レナケレハナラン

(栗塚) 左ノ場合トヤリマシヨウカ

(南部) 左ノ場合ハイカン

(委員長) 借用物ニ加ヘタルト云フコトモ亦ト下ヘ入レタラ宜カ
ロウ

(栗塚) 借用物ニ加ヘラレタルト云ハナケレハナラン

(元尾崎) 借用物ニ生シタル意外ノコトカ

(栗塚) 借用物ニ付テカ分ランカラモ亦ニシタイ

(南部) 付位ヒテ宜シイテシヨウ

(委員長) 付テモ宜シイテシヨウ

(元尾崎) ソレハオカシイテハナイカ借用物ニ付責ニ任スルトカ借用物ト云フコトハ是非ナケレハナラン、救護シタルトキ借用物ニ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リ滅失又ハ損壞ヲ生セシメタルトキハ其實ニ任セス、カ

(南都) ソレハ性カヌ意外ノ事又ハ不可抗力ノ生シタ場合救護シタノダカラネ

(栗塚) 不可抗力ヨリ借用物ノ損失又ハ損壞ト云テハ如何

(委員長) 先ツ宜カロウ

(元尾崎) ノイノ字ヲ加ヘルト分テ來ル

(清岡) 借用物滅失ハオカシイ

(大尾崎) 大事ナイテシヨウ

(委員長) 前ノ條ノ二項目ニ代名詞ヲ使フカ或ハ借用物ト入レル

コトガ出來マセンカ

(栗塚) 初ノニ期限後ノ使用ヨリ生スル借用物ニ付勿論ト致セハ宜シイ、借用物ニト云フ字ヲ入レテモ宜シイ

(委員長) ソウシマシヨウ、先ヘヤリマシヨウ

本條末文、借用物ノ滅失又ハ損壞ノ責ニ任ス、トシ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第八百九十四條明讀ス

第八百九十四條 借主ハ借用物保持ノ通常費用ヲ負擔ス但貸主ニ對シテ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス(第千八百八十六條)

(修正案)「費用」ノ上ヲ左ノ如ク改ム

「借主ハ借用物使用ニ關スル」

(栗塚) 使用ニ關スル費用ト直シマシタ、註モ此ノ意味テアリマス

日本學術振興會

(委員長) 使用ニ關スルト云フ保持テハナイセ

(栗塚) 八百九十八條ト間違フ嫌ヒガアリマスカラ八百九十八條
ヲ御覽ニナルト貸主ハ其使用物保存ノ爲ノ爲シタル必要ニシテ且
急要ナル、トアリマス之カ實ハ保持ノ費用テアリマス之ハ何ヲ指
スカト云フト註ニ費用ハ使用セサル爲ノ、馬ヲ飼フニ秣チ是非喰
ヘセナケレハナラント云フ費用テ、依テ使用スル費用トアリマス

(村田) 實ハ同シテハアリマセンカ

(栗塚) 首葉ヲ替ヘテ分ラス積リテアリマス

(横村) 車ヲ借リテ油ヲサス、ノカ

(栗塚) 車ヲ走ラスノ費用テス

(委員長) 毀ハレヌ様ニスルノテハナイネ

(栗塚) 左様テス、馬ヲ借リテ秣チ喰ヘセナケレハナラン併シ秣
チ喰ヘセヌトキハ保存ガ出来ヌト云フカ知レンガ使用スルニハ馬

民國十二年一月三十七

ヲ殺シテ仕舞テハ往カンカラ秣チ遣ラナケレハナラン

(南部) 費用ハ註ニハ家屋ニ關スルト借屋ノ修繕費ト稱ス賃借人
ノ負擔スヘキ費用カナケレハナラン然レトモ云々トアリマス

(栗塚) 馮ノ金具ヲ金巻チ着ケルノハ關スル費用又病馬ナレハ馬
醫師ニ診セナケレハナラン佛蘭西テハ物ヲ使用スル爲メ借主ガ爲
シタ費用ハ償還スルコトヲ禁シテ居ル併シ「ボアソナード」ハ一
歩進メテ保持費用モ負擔セシムテアリマス

(大尾崎) 註ニハ保持ニ使フハカリテハナイヨウダ

(委員長) 保存チモ永久保存モアリマスカラ之ハ保存トハ云ハレ
ン物ヲ傷ノヌ様ニシナケレハナラント云フ丈ケノ意味ダネ

(栗塚) 左様テス

(大尾崎) 矢張保存テス

(村田) 矢張手入レモシナケレハナラン

日本學術振興會

(元尾崎) 之ハ原案ガ宜シイ

(栗塚) 原案ヲモ宜シイ

(清岡) 負擔シトアレハ償還シ求ノ得スト云フノハ不必要ノヨウ
ナス

(栗塚) 自分カ負擔シテナス、負擔シテ跡ヲ求償權ガアルト云フ
コトナス

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第八百九十五條明瞭ス

第八百九十五條 借主ハ合意セラレタル時期ニ於テ其借用物ヲ返
還スルコトヲ要ス又右ノ時期前ニ於テモ若シ許サレタル使用カ
終リ又ハ貸主カ自ラ其物ニ付キ急要ニシテ且豫期セサル需用ヲ
有スルトキハ其借用物ヲ返還スルコトヲ要ス(第八百八十八

條、第八百八十九條

若シ何等ノ時期ヲモ合意セサル場合ニ於テ物ノ使用ニ際限ナキ
トキハ裁判所ハ貸主ノ請求ニ因リ返還ノ爲ノ適當ノ期間ヲ定ム

(修正案) 第一項「合意セラレ」ヲ「合意シ」ト改メ「右ノ
時期前ニ於テモ若シ」ヲ其時期前ト雖モ「ト」使用カ終リ」
ヲ「使用ヲ終リタルトキ」ト「借用物」ヲ「之ヲ」ト改ム

同條第二項「裁判所」ノ上ヲ左ノ如ク改ム若シ何等ノ時期ヲ
モ合意セス且物ノ使用カ繼續シ得ルトキハ「

(栗塚) 借主合意シタル時期ニ於テ其借用物ヲ返還スルコトヲ要
ス又其時期前ト雖モ許サレタル使用ヲ終リタルトキ又ハ貸主自カ
ラ云々之ヲ返還スルコトヲ要スト修正致シマシタ

(元尾崎) 修正カ宜シイ

(栗塚) 末項ハ「若シ何等ノ時期ヲモ合意セス且物ノ使用カ繼續

シ得トキハ云々ト修正シマシタ

(清岡) 分り易クナリマシタ

(南部) 使用ニ際限ナキト云フト無期ト云フヨウニ聞ヘルネ

(栗塚) 永世不朽ノ様ニ見ヘル使用物ハ幾ラ使テモ使ヒ切レナイ

様ニ見ヘルカラテス原書ニハ繼續テアリ得ルトキトアリマスノテ
ス

(横村) 繼續スルトキハテ宜カロウ

(南部) 賄り品物ヲ使テ用ユルコトノ出來ル折ニハト云フ譯ケダ
カラ得ルト云フ字ハナケレハナラン

(清岡) 合意ナレハ何時テモ取テ來ラル、ノテハナイカ

(横村) 貸主ノ求ノニト云フノタカラネ

(清岡) 期間ナシニ貸テアレハ取テ來ラル、テシヨウ

(栗塚) 時カ定メテナイト裁判所へ往テ極ノテ賣フノテアリマス

(元尾崎) ソンナコトハナイ、此本チ一寸貸シテ下サイ、御持ナ

サイト云フ之ヲ返サヌト裁判所へ往テ期限ヲ定メテ賣ハナケレハ
ナラント云フハオカシイ二項ハ删除スルカ宜シイ

(横村) 其度毎ニ代官人ヲ讀ムハ大變テスネ

(清岡) 返サヌト云フトキ裁判所へ訴へテ返還ヲ請求シタラ宜シイ

(南部) 實ハ珍ナ箇條テアリマス、之ハ必要カナイカラ罰テモ宜
シウ御座イマス

(元尾崎) 餘所ノ國ニモ箇條ナモノガアリマスカ

(南部) アリマスマイ

(横村) 之ハ珍々

(栗塚) コウ云フ場合ト云フ、大概ノモノハ暗黙テスカ旅テスル
ニ馬ヲ貸テ呉レ馬車ヲ貸シテ呉レトカ或ハ私ノ家ハ普請中、困ル
ナレハ私ノ部屋ヲ貸シテ遣ルトカ云フトキ普請ガ止ムカ旅モ濟メ

田中
林
學
術
研
究
會

ハ返スハ當リ前併シ極メ方カナイテ馬ナレハ馬ヲ貸シテ始終未タ
入要テ御座ル々々ト云テ居ルトキハ裁判所テ定メテ貸フト云フ
ノテアリマス

(元尾崎) ソンナコトハアリマスマイ

(村田) アリマスモ借リル物ニ因テ繼續シテ許サレタモノト思テ
居ルコトガアル

(南部) 取テ賣ハナケレハナラントキハ裁判所へ訴へサヘスレハ
之カナクトモ性ケル

(元尾崎) ソレハ時期ヲ定メルナツハオカシイ

(清岡) 必要中ト云タラ返サント云フカモ知レン

(横村) 確ト貸シタ以上ハ裁判所へ往カンテハ取レヌト云フコト
ニナルカラ性カン

(南部) コウ云フコトハナイ方ガ宜シイ

民
十
二
一
四
〇

(清岡) コンナ駄目押シハ爾ル方ガ宜シイ

(横村) 外ノ國ニハナイテシヨウ

(村田) ナイケレトモ判決例カ何カニアルテシヨウ全テ社員テハ
ナイ

(大尾崎) 佛蘭西カ材料タカラ此點ヲ加ヘタノテシヨウ

(栗塚) 報告委員ノ多數ハ爾ル方テアリマシタ

(委員長) ソレテハ之ハ爾リマシヨウ

本條末項ヲ刪除シ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第八百九十六條朗讀ス

第八百九十六條 返還ハ借主カ物ノ第三者ニ屬スルトキト雖モ貸
主又ハ其代人ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但返還ニ付キ第三者ノ正式
ニ成シタル故障アルトキハ此限ニ在ラス

此終ノ場合ノ外返還ハ貸主ノ住所又ハ其代人ノ住所ニ於テ之ヲ

日本學術振興會

爲ス

(村田) 終リニ住所ニ於テ之ヲ要スト云フ字カアリマスカ

(栗塚) フリマセン返サネハナラント云フ意味チアリマス

(大尾崎) 之ハ能ク分チ居リマス

(栗塚) 借用物ノ返還ハト入レンテモ宜シイテシヨウ

(委員長) 物ノ第三者トアルカラ分リハスル

(清岡) 入レル程ノコトハフリマセン

(元尾崎) 代人ト云フハ何ウ云フモノカ相続人ト云フ意味カ

(村田) 廣ク云タノテスネ

(元尾崎) 相続人ヨリ外ハフリマスマイ

(栗塚) 若シ今ノ幼年者チモアレハ法律上代表シテ居ル後見人又
失踪者ナレハ代務人ニテスソレカラ親族タリトモ家ニ居ル人ニ貸
シテモ性カンノテス

(南部) 代人ハ第三者テナイト云フハ分チ話テス

(栗塚) 借リタ人ガ私ハ大尾崎サンカラ馬ヲ借用シテ居ル其馬ハ
大尾崎ノ馬テナイト云フコトハ知テ居ル併シ貸テ呉レタ人ガ大尾
崎ダカラ大尾崎サンニ返スト云フノテス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第八百九十七條朗讀ス

第八百九十七條 若シ數人カ適合シテ同時又ハ交替ニ用ユル爲メ
一箇ノ物ヲ借用シタルトキハ各自ハ他ノ者ト連帶ニテ前記ノ義
務ヲ負擔ス(第千八百八十七條)

(修正案) 「交替」チ「交互」ト改ム「各自ハ他ノ者ト連帶」
チ「各自連帶」ト改ム

(委員長) 之ニ論ガナケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第八百九十八條明讀ス

第八百九十八條 貸主ハ其借用物保存ノ爲メ爲シタル必要ニシテ

且急要ナル出費ヲ借主ニ辨償スルノ責ニ任ス(第八百九十條)

(修正案)「其借用物」ヲ「借主カ借用物」ト改メ「出費」

ヲ「費用」ト改メ「借主」ヲ「之ニ」改ム

(清岡) 人ヲ指シタトキハ「之ニ」トハ云ハンゼ

(大尾崎) 原案カ宜シイ

(栗塚) 左様チスカ、ソレテハ原案ニ致シマシヨウ

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第八百九十九條明讀ス

第八百九十九條 貸主ハ亦貸付物カ其瑕疵ニ因リ借主ニ加ヘタル

損害ヲ之ニ賠償スルノ責ニ任ス但不表見ニシテ且貸主ノ知りタル此瑕疵ヲ借主カ短ラサルトキニ限ル

(修正案)第一節「真正ノ」三字ヲ刪ル

(横村) 之ハ第八百七十七條ニ關スルカラ質問中テシヨウ

(栗塚) 併シ此文クノ修正ヲ申シテ置キマスガ之ハ斯ウナリマシ

タノテ「貸主ハ亦貸付物ノ瑕疵ニ因リ借主ノ受ケタル損害ヲ之ニ

賠償スルノ責ニ任ス但此瑕疵ハ不表見ニシテ貸主之ヲ知り借主之

ヲ知ラサルトキニ限ル」ト致シマシタ之ハナゼ留保ヲ願タカト云

フニ無價名義ヲ只遺タニ如何ニ知テ居タカラト云フテモ黙テ居タ

ノテ、能末ナ馬ト氣カ付カス馬カラ落チテ疵ヲ受ケタノチス之ハ

八百七十七條ト釣り合カ何ウカト云フノテアリマス

(元尾崎) 彼所ハ責ニ任シナイノテアルガ之ハ責ニ任シソウナモノチス

(栗塚) 如何ニモ鈞合カ悪イカラテス

(委員長) 之ハ留保シテ置イテ先ヘヤリマシヨウ

本條ヘ起案者ニ質問中留保ス

第九百條明讀ス

第九百條 借主ハ前二條ニ憑リ已レノ受クヘキモノ、辨償ヲ得ル
返借用物ニ付キ留置權ヲ行フコトヲ得(第千八百八十五條)

(元尾崎) 之ハオカシイ

(大尾崎) 費用ヲ戻サン折ニハ之カ入用テス

(南部) 之ハナケレハナラン

(横村) 之ハ分テ居リマス

(栗塚) 第八百九十九條ノ定メ方テ之ハ何ウテモナリマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第九百一條明讀ス

第十九章 寄託及ヒ保爭物寄託

第一節 真正ノ寄託

第九百一條 真正ノ寄託ハ一人カ他ノ一人ニ動産物ヲ交付シ他ノ
一人之ヲ保存シ請求次第直チニ原物其モノヲ返還スル契約ナリ
(第千九百十五條、第千九百十八條、第千九百十九條)

寄託ハ本來無價ナリ(第千九百十七條)

寄託ハ純然任意ノモノタリ又ハ已ムヲ得サルモノタリ(第千九
百二十條)

(修正案) 第一項「真正ノ」ノ三字ヲ刪リ「一人カ」ヲ「一
人ヨリ」ト改メ「他ノ一人之ヲ保存シ」ヲ「他ノ一人カ之ヲ
監守シ」ト改ム

(村田) 相當ニ預ケタルト云フノテスホ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 本來無價杯ト恰テ佛語ニテモアリソウテス

(横村) 純然ノモノタリ止テ得ンモノタリトアルハオカシイ

(栗塚) 寄託ニハ純然任意ノモノ又止テ得サルモノアリト云フノ
テス

(横村) ソウナレハ宜シイ

(南部) 一所ニ直サント此所ハカリテハ性ケマスマイ

(大尾崎) 佛蘭西ノモ「寄託ハ純然ノモノアリ又止テ得サルモノ
アリトアリマス

(栗塚) 勝テ一定ニ直シマスカラ

(元尾崎) 日本ノ文章テ云フト純然トカ本來トカハ要シマセン

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百二條明讀ス

第一款 任意ノ寄託

第九百二條 任意ノ寄託ハ寄託者カ寄託ノ時日場所及ヒ受寄者其
人ヲ自由ニ撰擇スルコトヲ得ル情況ニ於テ生スルモノナリ(第
千九百二十一條)

(修正案) 「情況」以下左ノ如ク改ム

「場合ニ於テ成ルモノナリ」

(元尾崎) 場合ノ方カ宜シイネ

(南部) 生スルヨリハ、成ルト云フ方ガ宜シイテシヨウ、寄託ハ
生スルト云フモオカシイ

(栗塚) 原文ニハ場所ヲ持ツトアリマスカラ生スルテハ性ケマセ
ン

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百三條明讀ス

第九百三條 寄託ハ所有者ニ因テ爲サ、ルコトヲ得ルノミナラス
尙ホ物ノ監守及ヒ保存ニ利益ヲ有スル各人又ハ是等ノ者ノ代人
ニ因リ爲サル、コトヲ得

又寄託ハ無能力者ノ法律上ノ代人ニ因リ爲サル、コトヲ得（第
千九百二十二條）

（修正案）第一項左ノ如ク改ム

寄託ハ所有者ノミナラス尙ホ物ノ監守及ヒ保存ニ利益ヲ有ス
ル各人又ハ其代理人ニ因リ爲サル、コトヲ得

（元尾崎） 爲スコトヲ得テ宜サソウナモノヲス

（南部） 代人ニ因リダカラ爲スコトヲ得テス

（栗塚） ヨリ爲スコトヲ得テモ宜シイ

（元尾崎） ソレガ宜シイ

（委員長） 矢張前キノ代理人カ

（栗塚） アレハ代人テアリマス

（委員長） 宜シクハ是ヲ食事ニシマシヨウ

（栗塚） 食後ハ昨日ノ残りノ分ヲ御讀シテ願ヒマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時正午十二時

午後一時開會

（委員長） 始ノマシヨウ

（栗塚） 第八百八十二條テ御座イマス

（横村） 之ハ斯ウナルト、爾テ見マスレハ三年モ前カラ借リテ居
リマシテ而シテ高イ利息テソレヲズツト拂ヒ來タツテ居リマシテ
而ウシテ當年ニナツテ訴ヘカ起ル、起タ所テ前既ニ拂タ利息ニテ

皆取戻スト云フコトニナツテ居リマスガ何ウカ、現行法テハ私共考ヘニハソレハ訴カ起テ居ル其時ノバカリテ前既ニ拂タモノハ構ハスト云フコトニナツテ居ルト思ヒマス、所ガ之テハ既ニ拂タモノマチモ返セト云フコトニナリマスネ

(栗塚) 日本ノ慣習ノコトヲ昨日報告委員テ取調ベマシタガ大審院ト扣訴院ト始審ト皆違テ居リマス

(大尾崎) 大審院テハ裁判上區々ニナツテ居ルカ解釋テハ取違サセンコトニナツテ居リマス

(栗塚) 併シ大審院テモ一局ト二局ト違ヒマス、要スルニ現行ノ有様カ明カニ分レハ今少々加ヘタイテアリマス

(南部) 此ノ方カ宜イカト思ヒマス

(大尾崎) 争ヒニ係タ分ハ制限ノ通りニスル旨意テス

(南部) ソレテハ理窟カ立タヌ様ニナリマス訴訟ニナツテモ一方

ガ違レハ間ハントナツテハ往カン

(大尾崎) 裁判所ヘ見ヘテハ往カンノテスカ既ニ拂タモノヲ取違サセルコトハ往カンノテス

(南部) 向ウヘ違タモノヲ取違サセンテハ裁判所ニ於テ引直サセル必要ハアリマセン

(元尾崎) 飲ムノハ悪イ、ケレトモ飲ム以上ハ倒レルマチハ云フコトハナイ

(村田) 法律上ナラント禁シテ居ルモノヲ取タノハ不當タカラ取違サンテ宜シイ

(大尾崎) 勝手次第ダカラテス、決シテ禁シタモノテハナイ、禁シタモノナレハ罰ガナケレハナラン

(南部) 手数料ノコトヲ大尾崎カ云ハレタガ今ノ禮金杯ト云フコトハ出来マセンノテス彼ノ法律ノ精神ハ決シテ禮金杯ト云フハナ

ランノテス

(西) 職金ハナランコトニナツテ居リマス

(元尾崎) 請求スルコトカ出来ノテシヨウガ三年モ前ニ謝テ取遣サセル杯ト云フ法律ガ立テハ大變テス

(南部) 佛蘭西ハ矢張制限法ノ如クナツテ居リマス

(大尾崎) 佛蘭西ハ爾ガアリマシヨウ

(栗塚) アノ例ハ昨年カ廢シマシタ

(大尾崎) 日本ノ制限法トハ違ヒマス

(南部) 高利貸ニ制限チ付ケヌ様ニナリマスカラ實ニ大事ナ所テアリマス

(元尾崎) 一体制限法ハ宜シクナイト云テ置キナカラ既ニ制限ガアル以上ハ無暗ニ斯ウシナケレハナラント云フハ恰モ酒ハ飲マヌカ宜シイ併シナカラ已ニ飲ム以上ハ例レルマテ飲ノト云フヨウナ

モノテ性カヌ酒飲ムモ適度ニヤツテ置ケハ宜シイ

(栗塚) 何セ裁判所チ取ラセヌカ、不當タカラテス既ニ不當ノモノナレハ之チ取レハ遣サセルノガ當リ前チシヨウ誠ニ單純ナ論チアリマス

(元尾崎) 只物チ遣ルハ禁シテナイ遣ツタカラト云テ取遣ス訴ハ

出来マセンチシヨウ

(栗塚) 出来ル場合カアル不當ノ原因テハ性カヌ、栗塚誰某チ殺シテ呉レ其代リト云テ物チ遣タトキハ不當ノ原因タカラ性カヌ

(大尾崎) 制限外ノ利チ拂テモ利益ニナルト思フカラ拂テ居ルノチシヨウ即チ合意チ受渡チシテ居ルノテソレチ後トテ取戻サセルハ不當テス

(南部) 高利貸カ發行スルカラ制限チ立タノチアルガ之チ間違テ遣タモノナレハ取戻サセナケレハナラン

(元尾崎) 間違テハナイ

(南部) 法律カ禁シテアルモノチ違ルハ間違テアリマス

(大尾崎) ソンナニ大キナ聲チ出シテモ往カヌ

(清岡) 南部サンノ言フ通り法律ガ眞ニ禁シテ居ルト禁ス制シテ居ルナレハ其通りニシナケレハナラン併シナカラ制限法ノ制限タルヤソウ云フ様ナ強イ禁制物ト云フ譯ケテナイト云フ制限ト云フモノ、力チ定メナケレハナラン、成程制限ト云フモノハ果シテ御説ノ如キナレハ宜シイガ、併シナカラ私ハソウ云フ制限テハナイト思ヒマス

(大尾崎) 只制裁チ付ケタバカリチ裁判上無効チスガ相對ノ取り違リチ禁シタモノテハナイ佛蘭西ノヨウニ之ニ背タ者ハ罰チ付スル様ニ酷ニスレハ御説チモ宜シイ

(南部) 佛蘭西ハ罰金チ廢シテ斯ノ如ク改メタノチス

(大尾崎) 日本ノ制限法ハ禁制チハアリマセン

(清岡) 現行法チハ決シテ罰スルトカ云フ様ナ制限法テハナイ業ニ已ニ執行シタモノチ違セト云フ法律ノ裁判ハナイ精神チアリマス既ニ相對チ三五年モ違リ來タモノニチ違セト云フマテ政府力干渉セン方ガ宜シイ

(栗塚) 私ハ報告委員丈ケニ民法チ定メル旨意チ一言申上マスガ報告委員一同申スハ政治上ニ關シテハ觀察ノ下シ方ハ種々アルタロウガ今日高利貸チ制スルニハ寛カ宜イカ嚴カ宜シイカ皆サンノ御考ニモアルコトチ只民法チ定メタトキ、民法テハ利息ト云フモノハ二種類アル法律チ許シタ利息ト許サン利息トアル法律チ許シタ利息中金高ニ依テ何所マテハ宜シイト見テ居ル何セ法律チ定メタカ、高利貸ノナイ様ニスル旨意チアリマスソコチ法律ノ許サヌ利息ハ不正ノモノテ、即チ正當ノ利息ト不正ノ利息トチ見タノテ

アリマス、スレハ正當ノ利息即チ法律ヲ許シタ利息ハ何所マテモ
 取レル併シナカラ制限外ノモノハ不正ト見テ居ルカラシテ不正ト
 見レハ其結果タルヤ何カ訴權ヲ與ヘ取り還ヘスコトカ出來ルノテ
 又ソレ程ニハ及ハヌ日本今日ソレテハ細民カ困ル高利貸カ發行シ
 テモソレニハ及ハヌ、ト云フナレハ格別ケレトモガソレハ政治上
 カラ觀察チ下シタ論チ民法ハ運窮一片ノモノナレハ理ノ正シキモ
 ノト正シカラサルモノトノ場合チ見テ正シカラサルモノハ法律ノ
 許サヌモノチ之チ拂タモノハ取戻スコトガ出來ルト運窮チ社會融
 通ニ照シテ何ウ角ウト云フハ少シ考ヘナケレハナラント思ヒマス
 (南部) 清國サンカラ於話ニナツタコトモアリマスカ實際現行ノ
 利息ト云フコトハドウ云フ譯カ必竟之レ丈ノ割合ニシロト即チ只
 今ノ利息制限法ニ定メテ居ルノテアリマス之レチ契約上ノ利息ト
 云フテ又法律上ノ利息ト二種アリ契約上ノ利息ハ契約スルニハ之

ニ依テセヨト云フノテ若シ之レニ背クトキハ裁判上制限ノ通り引
 直チサセル法律チアリマス、アノ法文チ見レハ已ニ拂タモノテモ
 契約チ爲スニ彼ノ割合チセヨト法律ガ定メタ以上ハ其割合チ超ヘ
 テ拂タモノハ取還サセル主意ニ、アノ法律カ願ハレテ居ルノテア
 リマス又日本ニ於テ高利貸ノ弊害ト云フモノハ隨分酷イモノテ御
 承知ノ如ク其結果騒動チ起スト云フ様ナ事ガ屢々アリマシテ即チ
 起案者ガ法律ノ許サンモノチ拂ツタナラハ取り還スト云フ主義チ
 定メマシタノハ誠ニ幸ナ譯チアリマスカラ今ノ現行法ハソコ迄ニ
 見ナイテモ民法ノ利益ノコトハ之レテ定ルガ相當チアロウト思ヒ
 マス
 (委員長) ソレテハ已ニ拂ツタモノモ後チニ訴ガ起ツタトキハ取
 リ還ガ出來ルヤ否ヤテスカ
 (栗塚) 左様テス

(清岡) 已ニ相對テ受渡ノ濟ンタモノヲ過テ取り戻スコトガ出來ル様テハ大變混雜テアロウト思ヒマス商賣上隨分高利ヲ承知テ借リテモ利益ノ目的ヲ達シタ後テ法律上是々ト云ハレテハ濫ルモノテハアリマセン

(元尾崎) ソレコソ社會ノ融通ハ止マリマス

(南部) ソレ故先ツ制限法ヲ止ノナケレハナリマセン已ニ制限法ノアル以上ハ仕方ガアリマセン

(委員長) 断サヘ起ラナケレハ構ハナイガ訴ノ起ツタトキハ其事ハ六ヶ敷カロウト思フ已ニ拂タモノヲ公然双方裁判官ノ前テ制限外ノ事ヲシタト云ツテモ裁判官ハ知ラヌ振リテシテ取ラセナケレハナラン拂ハン分ハ現ニ約束シテ書面カアツテモ受取り渡シニ目ヲ眠テ居ランケレハナラント云フ様ナコトモアロウ

(西) 實際拂ツタモノハ取りニ來ル様コトハアリマセン

民取十二ノ一五〇

(大尾崎) 先方カ拂ハンカラ争ガ起ツタノテソレハ引直スコトガ出來ルノテアリマス

(南部) ヤツタ、モノガ取り還ス事ガ出來ント云フナラハソレモ出來マスマイ

(大尾崎) 私ノ云フノハ已ニ拂ツタモノハ取戻サセナイテ、ソレハ際ニモナリマセンガ扱テ私ハ何年後ニ制限外ノ利ヲ拂ツタガアレハ間違テアリマスカラ取戻シ度御座イマスカラト云ツテモ此ノ民法テハ取戻スコトガ出來マスガソレハ善クナイト思ヒマス

(元尾崎) 已ニ計算ノ濟ンダモノハ取ラセルニハ及ヒマセン

(横村) 裁判上無効ノモノト云ヘハ宜シイ

(西) 裁判上無効ニスルノテアリマス

(大尾崎) 全部ヲ償還セシムト云フコトハ善カナイ方カ宜シイ

(南部) 善カヌト云フコトハ出來マセン

(元尾崎) 高利ヲ承知テ使テ仕舞テ時キ經テアノ時拂ツタ利息ハ
間違テ居ルト云ヘハ償還サセルノテスカ

(西) ソウテス

(元尾崎) ソレハ賭カロウト思ヒマス

(栗塚) ソレハ極端論テス

(村田) 必竟高利貸ガ甚シイカラ制限法ヲ立ツタノテアリマスカ
ラ、コレハ仕方ガアリマスマイ

(元尾崎) 百圓ノ金ヲ貸リテ高利ヲ契約チスルト元金ガ百圓ヲ利
金ガ六百圓ニナルコトガアルカモ知レンガ返ヘサン時ハ裁判所ヘ
請求シテ若シ返サン時ハ身代限チサセルト云フコトガアルカラ必
竟制限法ヲ立テタノテアリマスガ百圓ノ金カ六百圓ノ利チ拂フモ
ノガアリマシヨウカ

(南部) ソレハ極端論テアリマス

(元尾崎) 高利貸モ随分世間ノ要用物テアリマス

(南部) ソレナラハ側ルカ宜シイテシヨウ

(元尾崎) ソレモ極端論テス

(村田) 若シ夫レナラハ百圓ノ元金ニ六百圓ノ利息チ拂ツタラド
ウシマスカ

(元尾崎) ソンナ、モノハアリマスマイガ若シアレハ取ラシテモ
宜シイ

(村田) ソレハ不當モ亦甚シイ取テ仕舞テモ構ハナイト云ノハ甚
クシウ御座イマス

(清岡) 賭博杯チモ決シテ事件ハナイ、禁シテ居ルケレトモ返済
シタモノハ取戻スコトチ許サストアリマス

(南部) ソレハ違ヒマス必竟之レハ高利貸チ制ス精神カラ出テ居
ルノテアリマスカラ嚴ニシナケレハナリマセン

(清岡) 賭博ヲ制限スル精神モ高利貸ヲ制限スル精神モ同シテアリマス

(西) ソレハ大變ニ違ヒマス

(清岡) 制スル上ニ於テハ同シテアリマス

(南部) ソウスレハ無効事件モ皆ナ同シテアリマス

(大尾崎) 人民ニハ抵當ヲ以テ金ヲ借リルト云フ様ナ身代ノアル

モノハ少クナイカラ抵當モナク無據高利ヲ貸ス者モアルノテス

(南部) ソレタカラ高利貸ノ爲ノニ一換チ起スコトモアリマスカラ其弊チ救ウ爲ノノ制限テアリマス

(大尾崎) 全ク人民間ニ禁シタモノテハアリマセン

(栗塚) 融通モ止マルト云フノテ制限法チ止ノルト云フナラハ一ツノ論テアリマス

(南部) 脱ク違テ持ヘテ制限法チ立テルト云フ不都合ナコトハアリマセン

(栗塚) 成ル丈ケ高利貸杯ハナイ方ガ宜シイ

(大尾崎) 貴君ガタハ分ランノテス

(南部) 殆ント關所カアツテモ裏途ガアルト、教ヘル様ナモノテス

(大尾崎) ソレガ世ノ中ニ妙ガアル處テ、貴君ノ様ニ石ヲ頸チアル様ニシナケレハナラント云フ様ナコトハアリマセン

(南部) 法律ハ明ラカニシテ高利貸ヲ世ノ中ニ住ハセント云フノテス

(横村) 法律チ明カニシテ人民ガ苦シム様ナモノテス

(委員長) 借金ガ千圓アリ利息チ二割トシテ約束シテ一ケ年二百圓ヅ、拂ウト十ケ年ニ期限テアルト元金ガ千圓ヲ法律上一割二分ヨリ、ナランノタカラ一ケ年テ百二十圓十年テ千二百圓ヨリ取レソノテ、ソコヘ持テ往テ元トノ約束通りニスル元金ガ千圓利息ガ

二千圓都合三千圓取ルト云フ理窟テアルガ夫レテ七ヶ年ノ間約束
チシテ法律外ノ利息ヲ拂ツテ八年目ニ拂ハント云フノテ斷テ起ス
ソコテ被告ガ云フニハ最早七ヶ年間ノ利息ハ千四百圓拂ツテ居ルソ
コサニ、モウ十年ノ利息ヨリ餘分ニ拂ツテ居ル餘分タル二百圓ハ
戻シテ貰ヒタイト被告ガ云ヒ出シタ其時ニ、ドウナリマスカ
(大尾崎) ソレハ前ノ利息ニ付テ争ヒガ出タラ、イケマスマイ、
即チ制限ノ利ニ引直シマス

(委員長) 七ヶ年間ヤツテ居ツテモ、テスカ

(大尾崎) ソウテス

(清岡) ソレテハ八ヶ間敷云フモ、甲斐ガアリマセン已ニ約定シ
テ済ンテ居ルノテ、ソレチ拂ヒ過キテ居ルカラ制限ニ引直ス杯ト
云フコトハイカンテアリマス

(委員長) ソウスルト七ヶ年ノ分ハドウ致シマス

民取十二ノ一五三

(清岡) 七ヶ年分ハ済ンテ居ルノテアリマスノテスカラ七ヶ年目ニ滞
リ八年ヨリ先キノ分チ請求スル丈ケハ制限法ニ從テ引直セト云フ
ノテアリマス

(委員長) ソレハ理窟ガ、オカシイ、一方ハ餘分ナモノチ取ツタ
ト云ツテモ構ハズ、取ロウト云フ分丈ケ貴君ハ法律外タカラ取レ
ント云ノハ、オカシイ

(清岡) ソレガ日本現行ノ制限法テアリマス

(委員長) 日本今日ノ制限法ハ明瞭ダイナイ、ソコサニ、裁判官
ノ見様ガ種々ニナツテ居ルノテアリマス

(大尾崎) 私ハ争ヒニ係ツテ居ツタラハ假令拂ツテ居ツテモ戻ト
サセマスガ争ヒナキ、已ニ三年後ニ拂ツタモノ思ヒ出シテ、アレ
ヲ返セト云フ如キハイカンノテス

(委員長) 原告被告共合意上、法律外ノ利息ヲ拂ヒ十年ノ約束モ經

過シテ、ソレテ元金ヲ戻シテ仕舞テ、ソレテ、アトテ借主カラ最
早元金モ利息モ拂ツテ仕舞タガ、アノ時ノハ制限外ニ拂ツタカラ
戻シテ吳レト裁判官ヘ訴ヘタトキハ、ドウナサイマスカ

(大尾崎) ソレハ戻ドサセンノテアリマス

(栗塚) 清岡サンノ於院ノ方ガマダ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 刑法ノ加重ヲ論スル機テハアリマセン、期限ハ十年ト
云フモノガアツテ元利モ決了シテ仕舞テ、ソレハ先方モ體文ヲ戻
シテ仕舞テアルヌニ先達テ新機テアリマスト訴ヘテ來ルコトハ出
來ント云ハナケレハナリマセン、ソレモ甚ダ不當ノ事チシタトカ
或ハ迂闊ニ、ヤリマシタトカ云ツテ來テモ恩惠ノ贈與ト云ツテモ
宜シイ

(南部) ソレナラハ今ノ御話テアリマス

(委員長) ケレトモ十年ト云フ期限ガ済マナイノテアリマス

(栗塚) 利息ニ付テハ所有權ガ移テ居リマスカラ若シ今ノ於院ニ
過スレハ、ソレモ出來マセント云ハナケレハナリマセン

(元尾崎) 私ハ清岡サント同一院テアツタガ大尾崎サン、ノ斷シ
ト委員長ノ話チ聞クト、ソコ等ハ機テアリマス

(栗塚) ソウスルト機テアリマシヨウ

(委員長) 未タ決了シナイノテアリマスカラ

(栗塚) 利息ハ決了シテ居ルノチス

(委員長) 決了シタモノナラハ廻ツテ、ソレヲ通算スルト云フト
事ハ出來マセン、話テアロウト思ヒマス、ソレヲ取り違スト云フ
コトハ悪ルカロウト思ヒマス

(栗塚) 不當ノ利タカラ取り違シ得ルノテ不正ダカラト云フ理窟
テアリマス

(委員長) 不正ト、不正テナイト云フテモ此處ハ法律ガ許スノテ

アリマスカラ

(栗塚) 許シタ丈ケハ宜シイガ、許サバルモノハ不正ト云フノテ假令期限カ切レテモ取戻セルノテアリマス貴君ノ仰ルノハ七年過キテモ不當ダカラ引直サセルノテアリマス、ケレトモ利息ノ拂ヒハ濟ンテ居ルノテアリマス

(南部) 年賦期限ガアレハ一年分ハ濟ンテ仕舞理窟テアリマス

(大尾崎) 之レハ其様ニ理窟ヲ立テルノニハ及ヒマセン前々カラ拂ヒ來ツタモノヲ突然前々拂ツタモノハ制限外ノ利ト云ツテ償還サセルト云フコトハシナイテモ宜シイ

(南部) 年賦金テ御座イマスト十ケ年賦テ、アリマスト一ケ年分拂ツテ仕舞タラ證文ニ十ケ年分トアツテモアト九ケ年分シカ有効テ、アト一ケ年分ハ無効ノモノテアリマスカラ、濟タ丈ケハ完決シテ居ルノテス

民取十二ノ一五五

(横村) 一番終リノモノガ濟ム迄ハ證文ハ戻シハ、シマセン

(栗塚) ソレハ元金ニ付テノ斷テアリマス

(元尾崎) 儲積ナ事柄ヲ裁判シタコトガアリマスカ

(清岡) 私共ハ戻サント云ツテ居ル

(西) 私杯トハ計算チサセマス

(大尾崎) 裁判ハ區々テアリマス(西)サント斷トモ巳ニ三年モ前ニ濟ンタモノヲ取戻サシタコトハアリマスマイ

(西) ソレハ御座イマセン

(村田) ソレハ實際證據ガ無イカラ出様ガアリマセン

(清岡) 法律ガ出來タラ出テ來ルテアリマシヨウ必ず受取ガ何カ出ルテアリマシヨウ

(西) 高利ヲ取ルモノハ受取杯ハ出シマセン

(栗塚) 高利貸ハ自分ヲ縛ラレル様ナ事ハ決シテ致シマセン

(村田) 悪イ、ヤツハ賣ナケレハナリマセン

(大尾崎) 貴君ガタハ金ヲ貸リタコトガ無イカラテス

(元尾崎) 法律ヲ作ツテ之レハ悪イモノヲ賣ル爲ノト云フコトハ

アルマイ

(村田) 悪イモノハ賣ノテ宜シイ

(清岡) 悪イ杯ト贖ノルモノテハナイ

(村田) 制限外ニ取ルヤツハ悪イヤツニ違ヒナイ

(委員長) 合意シテ拂ツタモノタカラ、盜賊トハ見ラレナイ、ソ

コサニ不當ノ利得ト云フテモ自分ガ已ニ合意シテ拂ツテ仕舞テ後

テ實ハ不正ノ利ト云フテモ理斷カラ云へハ廻テ取り還スコトモ出

來マシヨウガ實際ハ、ソウハ性キマスマイ

(栗塚) 實ハ此ノ法律ヲシテ之レカラ先キ充候ルカト云フコトニ
ハ困テ居リマス

民取十二ノ一五六

(委員長) 之レハ但シ書ヲ入レテ利息ヲ返シタモノハ此限ニ在ラ
ズト、シマスカ

(栗塚) ソレハ御論文ケテ抵觸シタモノチ但書ニシテ一條中ニ加
ヘルコトハイケマスマイ

(西) 率口制限法ヲ制リマスカ

(大尾崎) ソレハ毒ヲ喰へハ皿マテモト云フ論チ甚シイト思ヒマ
ス

(栗塚) 但シ元利皆済ノ時ハ此限ニ在ラス、テスカ

(委員長) 論ハ尤モタロウガ併シ民法上ノ事ハ刑法上ノ事チ論ス
ル様ニシテハ善クナイト思フ

(大尾崎) 之レハ宜イ加減ニシテ置キタイ

(南部) 之レハ抑モ高利貸ヲ防ク主義チアリマス

(委員長) ソレハ防クケレトモ三、四年経テ已ニ済ンタモノチア

ノ時彼奴ガ無禮ニ取ツタト云ツテ出タ時ハ取ツタモノハ不埒ト云ツテ取り違ヘサセルハ不都合ヲシヨウ

(南部) 合意ニナツタモノヲ法律ガ制限スルノテハ無いガ乍併弊ガアルカラ制限スルノテアリマス決シテ合意ヲ制限スルノテハアリマセン故ニ合意ハ法律ニ等シキ力ガアルケレトモ未タ拂ハンモノナラハ拂フニハ及ハント云ヘハ拂ツタモノハ戻セルコトハ勸カサル理テアリマシヨウ

(委員長) ソレハ一概ニハ性キマスマイ合意上已ニヤツタモノナレハ再ヒ取り上ケテ裁判スルモノナハナイカラ、ソコサニ、制限ニ於ケルモ亦同シテアリマシヨウ合意ヲ濟ンテ全部決了シテ仕舞タケレトモ三年後トニ箇様ナコトハアリマシタト云ツタモ性キマスマイ

(南部) 今一應申シマスカ法律上裁判所ハ已ニ濟ンタモノヲ還サ

民取十二ノ一五七

セルト云フコトハ出来マセンガ併シナカラ社會ノ秩序ニ關係シテハ何處クテモ元トノ通りスルノガ民法ノ法式テアリマス

(栗塚) 報告委員ニ於キマシテモ之レハ即席テアリマスガ期滿効チ短カクシテ之レヲ六ヶ月トシテハ如何チスカ

(委員長) 時効チ短カクシタガ宜シカロウ

(元尾崎) ソンナコトチシテハ困ルテシヨウ

(栗塚) 但シ元利普濟ノ後チ十ヶ月ヲ過キル、トカ成ハ六ヶ月ヲ過キレハ、トシタラハ宜シウ御座イマシヨウ

(西) ソレハ宜シイテシヨウ

(大尾崎) 兎ニ角貴君ガタニ於テ尙修正チ出シ直ニテハ如何

(栗塚) 然カレハ時効チ何ヶ月トカ御定ノチ願ヒマス

(元尾崎) 不正ナレハ六ヶ月經テハ宜イト云フハ不都合チアリマス、ドウシテモ己レノ説チ立ナケレハナラント云フコトハアリマ

セン

(南部) 民法ノ体裁ヲ失フカラ、ソウ修正チシヨウト云フノチアリマス

(栗塚) 元利皆済ノ後チ一ヶ月過キレハ、トシテモ宜シイ

(清岡) 年賦モ假令ハ一年分残ツテ居レハ如何ト云フ様ニナルカラ宜シイテ御座イマシヨウ

(元尾崎) ソコイラニ、シテ置キマシヨウ

(西) ソレハ始尾完ツタイモノテアリマセン

(委員長) 八百十一條ノ所ハ如何テスカ

(村田) アレトハ陣ガ違ヒマス

(委員長) 射幸ハ尙ホ悪イ

(南部) 射幸ハ許シテ、アル位ノモノテアリマス

(栗塚) 終身年金權モ射幸テアリマス

(南部) 之レハ高利貸チ賣チヤル精神カラ出タノテアリマス

(栗塚) 高利貸ハ有益ト云フナレハ獎勵スルガ宜シイ然ルニ制限ハシナケレハナラント云フノハ分ラン論ト云ハナケレハナリマセン故ニ制限法チ廢スカ否ヤニツニーツノコトテアリマス

(大尾崎) 貴君ガタニ於テモ少シハ我慢シナケレハナラナイ

(西) 六ヶ月チモ一ヶ月チモ一寸間ガアリサヘスレハ理窟ガ立チマスカラ但書チ入レルガ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎) 時効ノコトチ入レルノハ不都合テアリマス

(清岡) 一ヶ月過キテハナラント云ヘハ一ヶ月月中ニ訴ヘ出ツレハ取テヤラナケレハナラント様ニナリマス

(栗塚) 左様テス

(委員長) 時効チ短シカクシテ置キマスカ

(横村) 時効ハ如何テアリマシヨウカ

(元尾崎) 決了シテ仕舞タモノハ訴ヘテ取り還スコトハ悪イト云
フノテアリマスカラ時効チ一日ニシテモ理窟ハ立チマセン

(南部) 一ヶ月位ナ中ニ訴ヘル位ナラハ素ヨリ構ヒマスマイ

(委員長) 元利ヲ返済シタ時即チ時効ノ來タ時チス

(西) ソレテハ時効トハ申セマセン

(南部) 幾分カ間ガ無イト時効ニハナリマセン

(委員長) 一日ニテモ時効ハ時効タロウ

(村田) 期滿免除ハ確定シナケレハナリマセン

(栗塚) 三ヶ月ノ時効テハ如何テアリマスカ

(西) 時効ハ少シテモ宜シイ

(元尾崎) 一時間テモ宜シイト云フノハ頁ケ、惜ミノ論テアリマ
ス

(栗塚) 合意ヲ違奉スレハ制限ハ公用ガアリマセン

(南部) 私ハ瀕ク討死ニ致シマス

(栗塚) 潔イ丈ケテ詰ラナイテハアリマセンカ

(元尾崎) 大抵論モ盡キマシタカラ多數ヲ御定ノ下タサイ

(委員長) 起草者ニ序ニ開テ時効ノ論ト元利皆済ノ時訴件チ與ヘ
ント云ツテハ如何ガ

(南部) ソレハ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) ソレテハ之レハ起草者ニ開フコトニシテ、是レテ置キ
マシヨウ

本條ハ時効ニ權ル但書キチ加ヘルノ説アレトモ結局起草者ニ費問
スルコトニ決ス

于時午後二時四十五分閉會

Blank lined area for handwritten notes on the right page.

昭和十二年一月一日

民法草按財產取得編購事筆記第六十三回

自第九百四條至第九百十七條

Blank lined area for handwritten notes on the left page.

自第九百四條至第九百十七條

民法草案按財產取得編議事筆記第六十三回

明治廿一年六月十一日午前第八時開議

(橫村) 初ノマシヨウ

第九百四條期贖ス

第九百四條 契約スルコトニ付キ完全ノ能力ヲ有スル者ニ非サレハ寄託ヲ受クルコトヲ得ス(第千九百二十五條)

然レトモ無能力者ハ仍ホ自己ノ手裏ニ存スル寄託物又ハ寄託ニ因テ利ヲ得タルモノ、價額ノ返還ニ付キ民事上責ニ任ス但背信ノ場合ニ於テ刑事ノ訴ヲ爲スヘキトキハ之ヲ爲スコトヲ妨ケス(第千九百二十六條)

(修正) 第一項買取「契約」ノ上ニ「寄託ハ」ノ三字ヲ置キ「寄託」ノ二字ヲ「之」ニ改ム

第二項「寄託物」ノ下ニ「ノ返還」ノ三字ヲ挿入シ「刑事ノ

訴ヲ爲スヘキ云々」ヲ「刑事ノ訴權アルトキハ之ヲ行フコト
ヲ妨ケス」ト改ム

(栗塚) 最初「寄託」ト致シマス

(横村) 受托者ハ其レヲ使ツテ仕舞ツタノタロウ

(栗塚) 使ツテモ悪意ガナケレハ宜シイ

(南部) 併シナカラ年ニ依テ違ヒガアルカラ「訴權アルトキハ」
トシタノテアリマス

(元尾崎) 寄托スル方ノ奴ハ其レ丈ケノ害ヲ受ケル勘定ニナルソ
ウスレハ能力者ナラ責ニ任スル場合ガアツテモ不能力者ナラ責ニ
任セヌ場合ガアル

(栗塚) ソウテス瓶ヲ割ツテモ能力者ナラ承知セヌケレトモ無能
力者ナラハ使ツテ仕舞ヘハ宜シイ

(元尾崎) 丁稚子傭ナトハイケナイタロウ

(村田) 使用人ハ先キニ別ニアリマス

(元尾崎) 天竺羅チ食ツテ仕舞ツタトカ何トカ云フコトガアル

(南部) 其レハ代務チス

(元尾崎) ケレトモ誰某ニ渡シテ来イト云フノハ寄托ダロウ、萬
一歐延へ出タトキ裁判官ノ解シ様次第ダ

(栗塚) 一人ガ之ヲ運價シ、請求次第直チニ原物ヲ運價シ様ト云
フ約束ダカラ矢張り預カル方ノ側チス

(元尾崎) 其レハ餘程良ク區別ヲ付ケテ置カヌト良クナイ

(村田) 子傭ニ物ヲ持タセテヤルノハ違ウ

(元尾崎) アレヲ使ツタトキハ費用受寄財産ニ刑法チハナツテ居
ル

(元尾崎) 寄托物ノ返還ハ無能力者ニ返還スル場合カネ

(栗塚) ソウチス

(元尾崎) 返還ハ返還ヲ利チ得ルコトハ變リハシマイ

(清岡) 手裡ニ存スルト云フノテ初ノ自分ガ預カフテ居ルト云フコトガ分ルカ知ラヌ、次項ハ寄託セラレテ自己ガ持テ居ルモノト云フノタロウ

(栗塚) 預ケルト云フコトガ能ク當ルノテ御座イマス

(元尾崎) 寄託物ノ返還ニ付キ民事違責ニ任シ寄託ニ依リ利チ得タルモノハ額ニ付キ民事上ノ責ニ任スト云フノタロウ

(栗塚) ソウチヌ

(元尾崎) 上ニモ「返還ニ付キ」ト入レ、ハ宜シイ

(村田) 其レハイラヌ、上ノ返還モ少シ丁寧過ル位ダ

(栗塚) 入ラヌト云フ説モアリマシタケレトモ購買クシタ方カ良カロウト云フノテ入レマシタ

(清岡) 良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百五條明瞭

第九百五條 受寄者ハ受寄物ノ監守及ヒ保存ニ付テハ自己ノ財産ニ加フルト同一ノ注意ヲ加フルコトヲ要ス(第九百二十七條 第九百三十三條)

然レトモ若シ受寄者自ラ求メテ寄託ヲ受ケ又ハ寄託力單ニ受寄者ノ利益ノ爲メ且需用ノ場合ニ於テ受寄者ニ物ノ使用ヲ許ス爲メ爲サレタルトキハ受寄者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ加フルノ責ニ任ス(第九百二十八條)

(修正) 第二項單ニ受寄者以下物ノ使用迄ヲ左ノ如ク改ム
單ニ受寄者ノ利益ヲ目的トシ其需用ノ場合ニ於テ之ニ物ノ使用云々

(栗塚) 二項ハ「單ニ受寄者ノ利益ヲ目的トシ其需用ノ場合ニ於

テ之ニ物ノ使用ヲ許ス爲ノ」トヤリマシタ

(元尾崎) 「爲サレタル」ハ「爲シタル」ヲ良カロウ

(栗塚) 「カ」ト云ヘハ「ドウシテモ」ラレ」ト云ハナケレハナ

リマセン

(元尾崎) 「チ」トシタラ良カロウ

(栗塚) ソウスルト「又ハ單ニ」トシテ「寄託ヲ爲シタルトキハ」

ト云ハナケレハナリマセン

(大尾崎) 「需用ノ場合ニ於テ物ノ使用ヲ許ス爲ノ」ト云フノハ

分ラヌ

(栗塚) 「御入用ノトキハ御使ヒナサレテ宜シウ御座イマス」ト

云フノテ御座イマス

(南部) 需用ノ場合ニハ使ヘト云フノチスカラ唯使用ヲ許スト云

フト、使用賃借ニナリマス

(栗塚) 馬チ村田サンニ預ケテ買フトキハ御用ノトキハ御使ヒ下
サイト云フ

(元尾崎) 「使用ヲ許サレテ」ト云フタ方ガ良ク分ル

(栗塚) ソウスルト受寄者カラ言葉ヲ立テナケレハナリマセン「

又ハ單ニ其利益ヲ目的トシ需用ノ場合ニ於テ使用ヲ許サン」

「元尾崎」 其レテ宜シイ

(清岡) 「單ニ受寄者ノ目的トシテ物ノ使用ヲ許ス爲ノ寄託サレ

タルトキハ」トシタラ良カロウ

(南部) 其レハ良イ様ダ「寄託ヲ受ケタルトキハ」ガ良イ

(横村) 此方ガ一番良ク分ル

(清岡) 原案ヲ良カロウ

(横村) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百六條明讀ス

第九百六條 前條ニ豫定シタル終ノ場合ニ於テ受寄者カ物ヲ使用シタルトキハ第八百九十三條チ之ニ適用ス

總テ其他ノ場合ニ於テ若シ受寄物及ヒ受寄者兼ノ物カ共同ノ危險ニ罹リ受寄者其一ノミチ救護スルコトヲ得ルトキ受寄物ノ價額カ著シク超ユルニ於テハ之ヲ救護スルコトヲ要ス但自己ノ物ノ價額ノ賠償ヲ受クルコトヲ妨ケス

(元尾崎) 「之ニ」ハ入ラヌタロウ

(栗塚) 宜シウ御座イマシヨウ

(南部) 「之ニ」ハ制リマシヨウ

(横村) 但自己ノ物ノ額ニ賠償ヲ受ケルト云フコトハドウテシヨウ

(南部) 著シイト云フ字ガアルカラ良サソウナモノチス

(栗塚) 但カラ下ハ隠分綿密論チス

(大尾崎) 出來ルモノテナイ

(栗塚) 火事ノトキ貴君カラ預ツテ居ル寄物ガアルニ私ガ行燈ヲ持テ出ルトカ知レマセン、良ク判断チスルコトモ六ヶ敷ウ御座イマスケレトモ

(元尾崎) 自分ノ物チモ大事ナ物チ捨置イテ下駄チ持テ出ル様ナコトカアルカラ

(横村) 日本ノ人情チハ人カラ預ツタ大事ノ物ト云ヘハ其レチ保護シテ自分ノ物ヨリ保護スルカ、後チニ自分ノ物ガ傷ンダト云フチ賠償ヲ受ケル者ハアルマイ

(元尾崎) 之ガアルト奸物ガ世ニ賣ル様ニナルカラ二項丈ケ制ツテ良イ

(栗塚) 但丈ケ制制リニナツテハ如何チス

(南部) 但カラ下ヲ削ルト可笑シクナル、保護ハシナケレハナラヌ、其レテ賠償ハ求ノルコトガ出来ヌト云フト酷イ

(大尾崎) 削ルカ宜カロウ款目押シモ邪魔ニナル

(清岡) 八百九十三條ノ權衡カラ云フテモ二項ヲ削ルハ宜シクナイ

(南部) 之ハ九百五條ノコトヲ註解シタノテス——大キナ貴イ物ト、極ク安イ物トアツタトキハ良イ物ヲ持テ逃ケルノガ人情テス、其コトヲ註ニ云フテアリマス

(栗塚) 二項ヲ削除スレハ此條ハ前條ノ末項ノ但ニシテ「但此終リノ場合ニ於テ受寄者カ物ヲ使用シタルトキハ第八百九十三條ヲ適用ス」トスレハ良イ

(大尾崎) 良カロウ

(南部) 別項ニシテ「前項ノ場合ニ於テ」トシタラ良カロウ

(大尾崎) 但ニスルカ宜シイ

本條ハ削除シ第一項ハ前條末項ニ但書トシテ左ノ如ク加フルコトニ決ス

第九百五條末項但書

但此終リノ場合ニ於テ受寄者カ物ヲ使用シタルトキハ第八百九十三條ヲ適用ス

第九百七條明瞭ス

第九百七條 返還スルコトノ遲滯ニ付セラレタル受寄者ハ普通法ニ從ヒ意外ノ滅失又ハ不可抗力ニ因ル滅失ノ責ニ任ス(第九百二十九條)

(村田) 「意外ノコト又ハ不可抗力ニ因ル」テ良カロウ

(栗塚) 其レテ宜シウ御座イマシヨウ

(榎村) 修正シテ先キへ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

「意外ノ滅失」ヲ「意外ノコト」ト改ム

第九百八條明讀

第九百八條 寄託者カ受寄者ニ寄託物ノ本性ヲ隠秘シタル□□受寄者之ヲ知ラント求ムルコトヲ得ス又如何ナル場合ニ於テモ他人ニ之ヲ知ラシムルコトヲ得ス但損害アルトキハ其賠償ヲ爲ス
(第千九百三十一條)

(修正) 求ムル云々以下左ノ如ク改ム

探求ス可ラス又寄託者其本性ヲ知ラシメタル場合ニ於テモ受寄者之ヲ他人ニ泄スコトヲ得ス但損害アルトキハ其賠償ヲ爲ス

(栗塚) 本文ニ書イテアル丈ケハ意ヲ盡シテ居リマセンカラ註ニ在ル意味ヲ取テ言葉ヲ足サナケレハナリマセンカラ修正致シマシ

タ

(南部) 「求ムル」ト云フ寄託者ニ求ムル様ニナルカラ「探求」ト致シマシヨウ

(横村) ドウ云フ場合ダロウ

(栗塚) 或ル私ノ友人カ健ヲ預ケヌニ箱ヲ預ケテ外國へ行キマシタ、何ヤラ分ラヌ昨年友人ガ歸ツタカラ箱ヲ返ヘシマシタ、何テ之ヲ預ケタカト云フト、家内ノ者ニ見ラレテハ困ル物ガ入ツテ居タノヲ御座イマス

(村田) 女房ノ衣服ヲ外國テ拵エテ造ルノテズ——外國ヘ往ツテ女房、子ガナイト云ツテ其品物ヲ公使館ヘ頼ンタノテヌ其時分ニ開カレタ處ガ女ノ衣服ガ出テ處ダト云フコトガ現ハレタ

(元尾崎) 其レハ損害賠償ヲ辨ヘテ宜シイ原文ヲハ隠シタ場合バカリ云フテ居ル

(栗塚) ソウテス、御前サン丈ケニ云フテ置クガ枕繪ヲ集メテアルノタカラ

(元尾崎) 之テハ分ラヌ

(横村) 下ノ本性ハ寄託者カ其本性ヲ受寄者ニ明カシタルトキハト云フ意味テスカ

(栗塚) ソウテス

(元尾崎) 修正テハ公然預ケタト同シニナル

(南部) 悪ルケレハ原案ノ通りテ良カロウ

(元尾崎) 原文テハ「他人ニ知ラシムルコトカナラヌ、若シ知ラシメテ損害カアツタラ其實ニ任ス」トアル

(村田) 若シ之ヲ濫シタルカ爲メ損害アルトキハト云フ意味テス

(栗塚) 「受寄者ノミニ知ラシメタル場合ニ於テモ之ヲ他人ニ濫スコトヲ得ス」

(横村) 其レテ宜シイ

(元尾崎) 其レテ「若シ之ヲ濫シタルガ爲メ損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ス」トシ様

(栗塚) 其レテ宜シイ

(村田) 「之ヲ知ラント」ハ可笑シクハナイカ、「知ラント」ヲ探求ス可カラサル」テナケレハナラヌ

(栗塚) ソウスルコトヲ探求スルテス

(横村) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

寄託者カ受託者ニ寄託物ノ本性ヲ隠蔽シタルトキハ受寄者之ヲ知ラント探求スヘカラス又其本性ヲ受寄者ノミニ知ラシメタル場合ニ於テ之ヲ他人ニ濫スコトヲ得ス若シ之ヲ濫シタル爲メ損害アルトキハ賠償ノ責ニ任ス

第九百九條明瞭

第九百九條 受寄者ハ受寄物ヲ使用スルコトヲモ又其果實ヲ消費スルコトヲモ得ス但此方爲ノ寄託者ヨリ明示又ハ默示ノ許諾ヲ受ケタルトキハ此限ニ在ラス(第千九百三十條、第千九百三十六條)

此許諾ハ寄託ニ使用賃借ノ性質ヲ與フルニ足ラス

(修正) 第一項「默示ノ許諾ヲ受ケ」ヲ「默示ノ許諾アリ」ト改ム

(果據) 「寄託者ノ明示又ハ默示ノ許諾アリタルトキハ」ト修正致シマス犬ノ子ガ産レタラ其子ハ自分ノ物ニスルコトハ出來ナイ、鶏ノ卵ガ産ンテモ卵ヲ自分ノ物ニスルコトハ出來ナイ、寄託ノ承諾スルノハ宜シイ

(清岡) 「使用シ又ハ其果實ヲ消費スルコトヲ得ス」ヲ良カロウ

民取十二ノ一六八

(南部) 「使用スルコトヲ得ス又其果實ヲ消費スルコトヲ得ス」ヲ宜カロウ「ヲモ」ハ重モ通キル

(横村) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百十條明瞭

第九百十條 受寄者ハ其收取シタル果實及ヒ產物ト共ニ又ハ果實及ヒ產物ヲ金圓ニ換ヘサルヲ得サリシトキハ其代價ト共ニ原物其物ヲ返還スルコトヲ要ス但前條ニ豫定シタル場合ニ妨ナシ

(第千九百三十二條、第千九百三十六條)

若シ受寄者カ物ニ付キ或ル價金ヲ受取り又ハ或ル權利若クハ利益ヲ得取シタルトキハ之ヲ寄託者ニ移轉スルコトヲ要ス(第千九百三十四條)

若シ受寄者カ故意ニテ受寄物ヲ消費シ移付シ又ハ隱蔽シタルト

キハ通滞ニ付セララル、コト無クシテ當然總テノ損害賠償ノ責ニ任ス但背信ノ爲ノノ公訴ヲ妨ケス

(横村) 其代價ト共ニ原物其モノト云フノハ

(栗塚) 預カツタ物カラ出タ果實テス

(清岡) 産物ハ

(横村) 鶏ノ卵タロウ

(栗塚) 犬ノ子ナドハ産物テス

(横村) 果實ハ

(栗塚) 胎リ一ツコトテス併シ犬ノ子ナドハ果實ト云ヘマセンカラ、其レテ産物トヤツタノテ御座イマス

(横村) 原物ハ犬ノ親カ

(栗塚) ソウテス

(元尾崎) 卵ヲ賣ツテ代價ヲ取ツタトキハ代ト親トチャル

(村田) 預カツタ者ガ子ヲ取ツタトキハ原トノ物ト一緒ニ返ヘス

前條ノ「預定」ト云フノハ豫メ定メタルト云フコトハ見ヘマセンカ

(栗塚) 前モ定メタルト云フ意味ガアルノテ御座イマスガ「定メタル」テモ宜シイ

(清岡) 「豫定」ハ具合ガ悪ルイ「定メタル」ガ宜シイ

(南部) 「定メタル」テ宜シイ

(栗塚) 末項ノ「豫定」ト云フノハ餘程大ケ敷イ字テ御座イマス

(村田) 之ハ支那ニ在ルガ胡麻化スト云フ字テス都移ト云フコトダ

(南部) 處ガ自分ノ物モ入レテアルカラ

(栗塚) 「移」テハ盡シマセン

(元尾崎) 豫定テ宜シイ

(村田) 分ラヌゼ

(元尾崎) ソウ云フコトハ標移トシテ置カウ

(栗塚) 意味ハ少シ狭クナリマス

(清岡) 彼ハ「標移出納」タ

(横村) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

「豫定」ヲ「定ノタル」ト改ム

第九百十一條明瞭

第九百十一條 若シ受寄者ノ相續人カ寄託ヲ知ラスシテ寄託物ヲ消費シ又ハ移付シタルトキハ相續人ハ因テ得タル利益ノ額ニ滿ツルマテ其實ニ任ス(第千九百三十五條)

右ノ條例ハ遺忘又ハ混淆ニ因リ自己ノ物ト思量シテ寄託物ヲ處分シタル受寄者ニ之ヲ適用ス

(修正) 第一項「寄託物」ヲ「其」ト改メ「又ハ」ノ下「之」

ノ二字ヲ挿入シ「相續人ハ」ノ四字ヲ刪ル

第二項「混淆」ヲ「錯誤」ト改ム

(栗塚) 其物ヲ處理シ又ハ移付シタルトキハト致シマス

(村田) 之ハ寄託物ハアツタ方ガ宜シイ

(南部) 相續人ハアル方ガ宜シイ

(横村) 原案ニスルカ

(栗塚) 「消費又ハ之ヲ移付スル」ト云フコト丈ケテ修正致シマシヨウ、二項ハ「混淆」ヲ「錯誤」ト改ノマス

(村田) ソウタロウ英文テハ「ミステイク」トアル

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項「又ハ移付シタル」ヲ「又ハ之ヲ移付シタル」ト改ム

第二項「混淆」ヲ「錯誤」ト改ム

第九百十二條明瞭

第九百十二條 寄託物ノ返還ハ寄託者若クハ其相續人又ハ其法律上若クハ合意上ノ代人ニ之ヲ爲スコトヲ要ス（第九百三十七條、第九百三十九條乃至第九百四十一條）

（清岡） 「其法律」トアル「其」ト云フ字ハ可笑シイ

（南部） 法律上ノ代人ヲス

（栗塚） 「其」ト云フノハ寄託者ノト云フノテ御座イマス

（横村） 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第九百十三條明瞭

第九百十三條 返還ニ付キ場所ノ定ナキトキハ受寄者カ寄託物ヲ移置シタルトキト雖モ詐偽ナキトキハ其寄託物ノ現在ノ場所ニ於テ其返還ヲ爲ス（第九百四十二條、第九百四十三條）
（栗塚） 之ハ費用ノ内カラ出タノテ御座イマスカラ

民取十二ノ一七一

（村田） 英文ニハ返還ノ場所ニ付合意ナキトキハ寄託者ハ寄託物ヲ移置シタルトキト雖モ寄託物ノ現在シタル場所ニ於テ返還ス可シ但詐欺ノ意思ヲ以テ寄託物ヲ移轉シタルトキハ此限ニ在ラス」トアル

（清岡） 日本文ニハ可笑シイカラ村田サンニ同意シ様

（栗塚） 但ニスレバ但受寄者ガ寄託物ヲ移置シタルトキト雖モ詐欺ナキトキハ此限ニ在ラス」トシナケレバナリマセン

（横村） 原案ガ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第九百十四條明瞭

第九百十四條 寄託者ノ請求次第物ヲ返還スヘキ受寄者ノ義務ハ左ノ場合ニ於テ止ム

第一 若シ受寄者カ其物レ己レニ屬スルコトヲ證スルコトヲ得

ルトキ

第二 若シ受寄者カ次條ニ從ヒ留置權ヲ行フヘキ場合ニ在ルトキ

第三 若シ渡方差押即チ返還ニ對スル故障カ正式ヲ以テ受寄者ニ告知セラレタルトキ

第四 若シ受寄者カ其物ノ盜マレタルモノナルコトヲ發見シテ其所有者ヲ知ルトキ此場合ニ於テハ受寄者ハ所有者ニ寄託ヲ告發シ相應ノ期間ヲ定メテ寄託者ト立會ノ上物ヲ要求スヘク若シ此期間ヲ過キテ所有者カ來到セサルトキハ寄託者ニ返還ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス(第千九百三十八條、第千九百四十四條、第千九百四十六條)

民取十二ノ一七二

(修正) 第二號「行フヘキ」ヲ「行フ」ト改メ第四號「發見シテ」ヲ「發見シ且」ト改メ「告發シ」ノ下ニ「且定メタル」ノ五字ヲ挿入シ「期間ヲ定メテ」ヲ「期限内ニ」ト改メ「來到セサル」ヲ「來ラサル」ト改ム

(栗塚) 盜マレタモノヲト云フコトヲ御座イマスカラ立會ニヤロウト思ヒマスカラ置イテ下サイ、若シ置イテ下サラヌトキハ此儘ヤツテ仕舞ヒマスゾヨ

(横村) 受寄者ハ盜マレタル物ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 「盜品」ナルコトヲ「テモ宜シイ」「盜賊ナルコトヲ」テモ宜シイ

(南部) 物ガアルカラ「贖」ノ方ガ良イカ知レヌ

(横村) 「盜賊」カ宜シイ

(元尾崎) 其レガ良カロウ

(清岡) 「盗マレタル物」トカ何トカ云フコトニ云フテ居ルダロ
ウ

(元尾崎) 「此場合」ト云フ處カ續タト可笑シイ「此終リノ場合
ニ於テ」ガ宜シイ

(村田) 「寄託ヲ告發シ」ハ分リ悪タイ

(大尾崎) 盗マレタルハ原案ヲ宜シイ

(横村) ソンナラ原接ヲ宜シイ

(村田) 「寄託ヲ告發シ」ハ「寄託アリシコトヲ」ノ方ガ良クハ
ナイカ

(大尾崎) 「告發」ヨリ「通知」ガ宜シイ

(栗塚) 新工事告發事件ト云フ様ナ處チス

(元尾崎) 「通知」ヲハイケマセンカ

(栗塚) 「通知」ヲモ宜シイ「通知シ」ハ「通知スルコトヲ要ス」

ト云フ處ニ掛ル積リテ御讀ミニナラヌトイケマセン

(清岡) 寄託ノ事實ハ六ヶ敷イ

(栗塚) 「寄託アリタルコトヲ」

(村田) 其レテモ宜シイ

(元尾崎) 所有者ノ寄託ガアツタ様ニ聞ヘル

(横村) 「受寄者ハ寄託ノアリタルコトヲ所有者ニ通知シ」トヤ
ルカ

(西) 「寄託ノコトヲ通知シ」カ宜シイ

(横村) 「寄託ノコトヲ」ニ同意シ様

(栗塚) 「通告シ」ハ如何チス

(元尾崎) 「通告シ」ガ宜シイ

(南部) 「通告」カ宜シイ

(大尾崎) 「寄託ノコトヲ通告シ」チ宜シイ

(元尾崎) 「此場合」ト云フ所カラ別項ニスルガ宜シイ、ソウシテ「此終リノ場合ニ於テ」トスルガ宜シイ

(南部) コウ云フコトガ治罪法ニモアル

(横村) 「此場合」カラ別項ニスルガ宜シイ

(南部) 第四ノ内テ分ケルガ宜シイ

(栗塚) 第四ノ内ノ別項ニ致シマシヨウ

本條ノ第四ハ左ノ如ク改ノ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第四 若シ受寄者カ其物ノ盜マレタルモノナルコトヲ發見シ且其所有者ヲ知ルトキ

此場合ニ於テハ受寄者ハ所有者ニ寄託ノコトヲ通告シ且定ノタル相應ノ期間内ニ寄託者ト立會ノ上物ヲ要求スヘク若シ此期間ヲ過キテ所有者カ來ラサルトキハ受託者ニ返還ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

第九百十五條明讀

第九百十五條 寄託者ハ物ノ保存ノ爲メ受寄者ノ爲シタル必要ノ出費ト物カ受寄者ニ加ヘタル損害トチ之ニ賠償スルコトヲ要ス
(第千九百四十七條)

右ノ償金ノ皆濟ヲ受タルマテ受寄者ハ寄託物ニ付キ留置權ヲ行フコトヲ得(第千九百四十八條)

(修正案) 第一項「出費」ヲ「費用」ト改メ「物カ」ヲ「物ヨリ」ト改メ「受寄者ニ加ヘタル」ヲ「受寄者ノ受ケタル」ト改ム

(栗塚) 貴君カラ預リタル馬ヨリ損害ヲ受ケタルトキハ償ヲ求メ

(元尾崎) 私ノ馬チ人ニ預ケタ處ガ其馬ガ馬車ヲ壞ハシタ、其レハ損害ヲ受ケナケレハナラヌカ

(栗塚) 私ガ村田サンニ預ケタ馬カ病馬テアツテ其病ガ他ノ馬ニ傳染シタル場合ニ其病馬ナルコトヲ知ツテ屠タトキハ損害ヲ償ハナケレハナリマセン

(元尾崎) 末ノ方ハ制ツタガ宜カロウ

(大尾崎) 之ハ劍呑ダ

(元尾崎) 日本ノ習慣ニ違ウ

(栗塚) 伊太利ニモアリマス佛蘭西文ハ「寄託ノ爲ノ受寄者ニ加ヘタル損害」トアリマス

(横村) 寄託ノ爲ノト、物ヨリ加ヘタルトハ違ヒハセヌカ

(元尾崎) 「其受寄物ニ付イテ受ケタル損害ヲ賠償スヘシ」トアルカラ少シ違ウ

(栗塚) 寄託ニ際シテ出ルモノテ、使用賃借テ御許シニナツタ所ト能ク似テ居リマスカラ制ルコトハ出来マスマイ

民取十二ノ一七五

(元尾崎) 病ナトハ預ケル前ニ在ツタトカ無イトカ云フコトガ分ル、カ馬ナドハひよいト物ヲ見テ驚クコトガアルカラ

(栗塚) ソウ云フコトハ入りマスマイ、私ガ貴君ニ皮ヲ預ケ申シタ處カ、其レガ腐ツテ他ノ物ニ害ヲ及ボシタト云フノハ大概承知スルコトカ出来ルニ預ケタ

(清岡) 重イ物ヲ藏ニ預ケテ其重ミノ爲ノニ根太ガ陷チタ

(元尾崎) 其レモ預カル者ガ此位ノ重ミガアルト云フノハ知ツテ居ルカラ

(村田) 油紙ナドへ包ンテ預ケレハ火ガ付クカラ

(横村) 之ハ寄託者ハ其瑕疵ヲ知ラントナラヌ有害物ヲ預ケル、其レカラ受寄者ガ受ケタ損害賠償テ、其瑕疵カ寄託以後ニ生シタルモノナラ損害ヲ免カレハ、其レタカラ、馬カ病ノアルコトヲ默シテ預ケタルトキハ損害ヲ出サナケレハナラヌ

(元尾崎) 註ノ通り本文ガ書イテナイカラ直スガ宜シイ

(栗塚) 伊太利ノハ寄託者ハ受託者ガ寄託物件ノ保存ニ關シテ消費シタル一切ノ費用ヲ還償シ且寄託ニ關シテ受託者ノ蒙ラシメタル一切ノ費用ヲ賠償セシムル

(大尾崎) 其レナラ宜シイ、瑕疵ノ有ル物ヲ購シテ預ケタ場合ナラ賠償ヲシナケレハナラヌ

(栗塚) 其レハ裁判官ニ委ネテ置イテハドウテス、八百九十九條ト八百九十八條トヲ併セテ此處ヘ出シタノテス

(大尾崎) 之ハ「瑕疵」ト云フ字ガアルカラ良イノタ

(南部) 其レテハ「物ノ瑕疵ニ受ケタル」トスレハ宜シイ

(横村) 其瑕疵ハ預ケルトキ已ニアツタ瑕疵ト見ラレルカ知ラン

(南部) 其レハ使用ノ所ニ在リマスカラ自然ニ分ラナケレハナラ

ヌ

(栗塚) 詰リ彼ノ條ヲ呼ヒ還ヘシテ來タノテ御座イマスカラ「費用ハ物ノ瑕疵ニ依リ受寄者ノ受ケタル」トシテハ如何テス

(大尾崎) 預カツタ後ニ瑕疵ノ付クノニ及バヌトアル

(清岡) 佛蘭西ノ法律ニハ「付託ノ爲メ受寄者ニ蒙ラシメタル總テノ損害」トアル

(栗塚) 少し違ウ様テス、使用賃借ノ方ハ借リタ人カ知ツテ居タカ居ラヌカト云フコトヲ問フガ、此處ハ預リタル人ガ損チスル側テアルカラ違ウゾヨ、故ニ知ル知ラヌニ關ハラステス

(元尾崎) 預カツタ人ガ損チスルトバカリト限ラヌ、飼養料チヤツテ預ケテ置ク幾ラカ利益ノアルモノタ

(南部) 處ガ之ハ無償名義テ御座イマスカラ

(大尾崎) 時トシテハ需用ノトキハ御使ヒナサイト云フトキハ得ガアル

(元尾崎) 馬ヲ飼ウニ飼養料ヲヤル

(南部) 飼養料ヲヤル丈ケ馬ニ食ハセルカラ矢張り得ニナラヌ

(横村) 此處ハ利益ノナイモノタ

(栗塚) 馬ヲ預カツテヤルト云フノハ預カル人ガ損チシテ居ルト見テ居ルノチヌ

(元尾崎) 利益ガアレバコソ預カル

(栗塚) ソウ云フコトガアツテモ其レガ本体テハナイ

(元尾崎) 「寄託者ガ其瑕疵アルコトヲ知ツテ受寄者ニ知ラシメスシテ損害ヲ加ヘタルトキハ」トシタラ良カロウ

(大尾崎) ソウスルト使用貸借ト同シニナル、「物ノ瑕疵ヨリ受寄ノ受ケタル」トシテ置ケハ宜シイ

(栗塚) 「物ニ依リ受寄者ノ受ケタル」トシテハ如何チヌ

(村田) 瑕疵ガ無ケレハ受ケル譯ハナイカラ同シコトダ

民取十二ノ一七七

(南部) 「物ノ瑕疵ヨリ」トシテ餘リ委シク云ハヌ方ガ宜シイ、裁判官ニ任セル

(横村) ソンナラ此儘デ宜シイ

(栗塚) 此處テ書キ分ケ様トスルト使用貸借ト權衡ガ悪ルクナリマス

(大尾崎) 瑕疵ノアルコトハ預ケ人ハ知テ居ルガ預リ人ハ知ラヌコトニナル

(清岡) 瑕疵バカリテナイ

(元尾崎) 瑕疵ガナケレハ損害ノ及ボシ様ガナイ、此通りニシテ置クト跡カラノ瑕疵テモ出來ル様ニナル

(村田) 書クト却テ分ラナクナル

(元尾崎) 若シ瑕疵アルコトヲ知ツテ受寄者ニ告ケスシテ受ケタルトキハトシナイト此條ハ有害ダ

(栗塚) 寄託者カ賠償ヲシナケレハナラヌ、費用モ償ツテヤラナケレハナラヌ

(大尾崎) 馬車馬ヲ預ケテ損害ヲ蒙ラセレハ償ハナケレハナラヌト云フ論ガ出ル

(横村) 原案ガ多数ダ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百十六條朗讀

第二款 已ムヲ得サル寄託及ヒ旅店ニ於ケル寄託

第九百十六條 寄託者カ火災、洪水、船舶、地震、暴動ノ如キ不可抗ニシテ其且不測ノ事變ニ因リ寄託ヲ爲スニ強要セラレタルトキハ其寄託ハ「已ムヲ得サル寄託」ト稱セラルル(第九百四十九條)

已ムヲ得サル寄託ハ總テノ方法ニ因リ又情況ヨリ生スル事實ノ

推定ニ因テモ之ヲ贈スルコトヲ得(第九百五十條)

其他已ムヲ得サル寄託ハ任意ノ寄託ノ規則ニ從フ但背信ノ場合

ニ於テハ刑法ニ記載シタル刑ノ加重ヲ妨ケス(第九百五十一條)

(修正案) 第一項「其寄託ハ」ヲ「其寄託ヲ」ト改メ「寄託ト稱セラル」ヲ「モノト稱ス」ト改ム

第三項但以下删除ス

(栗塚) 一項ハ「寄託ヲ已ムヲ得サルモノト稱ス」ト致シマス

(横村) 「其寄託ヲ已ムヲ得サル寄託ト稱ス」ガ本統ダロウ

(南部) 「其寄託ヲ」ト云ハナケレハナラヌ

(栗塚) 括弧ヲ刪リマス、其レカラ末項ノ但ハ刪リマシタ、刑ノ

加重ヲ民法ヲ云フノハ變テ御座イマスカラ刪リマス

(元尾崎) 「強要セラレタル」ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 人カラ強要セラル、トキテ、火事ノトキ鳥渡御預リ下サ
イト云フノテス

(大尾崎) 事變カラ強要セラル、ハ可笑シイ

(清岡) 不測ト云フノハ大火事ト云フコトタロウ

(村田) 先キニ知レナイト云フコトタ

(栗塚) 誰見セサル事變テ御座イマス

(清岡) 「不可抗ノ事變ニ依リ」テ良カロウ

(村田) 「意外ノ事變」ガ良カロウ

(栗塚) 事柄ニ當ツテ御諭ニナレハ同シコトテス之ハ例テ御座イ

マス唯「不可抗ニシテ且不測ノ事變ニ依リ」テ宜シイノテ御座イ

マス

(清岡) 「如キ」テ宜シイノタ

(栗塚) 其レハ反對テ御座イマス

(元尾崎) 其レハ宜シイガ強要セラル、ハ變ダ

(栗塚) 「寄託者何々ノ如キ不可抗ニシテ且不測ノ事變ニ際シ已

ムヲ得ス寄託ヲ爲シタルトキハ其寄託ハ已ムヲ得サル寄託ト稱ス」

(南部) 「止ヲ得ス」ト云フコトヲ書ケハ「止ヲ得サル寄託」ト

云フコトハ書カンテモ宜シイ様ニナル

(栗塚) タベノ客ハ能ク袖ヲ食ウ客ダト云フ様ニナル

(横村) 不測ハ如何カ

(清岡) ニラ書カナケレハナラヌト云フコトハナイ

(村田) 已ムヲ得サルノ條件ダカラ宜シイ

(栗塚) 「不可抗ニシテ且不測」ヲ止メテ暴動ノ如キ事變ニ因リ
テ「トシテハ如何テス

(清岡) 「不可抗ニシテ且不測」ト云フノハ良クナイ

(元尾崎) 「不可抗」ヲ「不測ノ事變ニ因リ」トシテハドウダ

(横村) 不可抗テモ豫テ知レテ居ル事變ナレハ之テハナイト云フ
ノタ

(元尾崎) ニツ入用ナノダ、火災ヲモ速クカラ焼ケテ來タノナラ
知レテ居ル

(清岡) 雨カ降ルカラ水ガ出ルタロウト思テ居タライケナイト云
フコトハナイ

(南部) ソレテ宜シイ

(横村) 毎年水ノ溢ヘルト云フコトヲ知テ居ルノハ之、テハナイ

(栗塚) 其レハ不測テハナイ

(西) 原案ヲ宜シイ

(南部) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第九百十七條明讀ス

民取十二ノ一八〇

第九百十七條 旅店主人及ヒ下宿屋主人ハ自己ノ方ニ止宿セシ旅
人ノ携帯シタル手荷物ニ付テハ已ムヲ得サル受寄者ト看做サル
(第千九百五十二條乃至第千九百五十四條)

舟車運送人及ヒ其他水陸運送營業人ノ營業力商業ナルトキハ自
己ニ運送ヲ任カセラレタル荷物ニ關シテモ亦同シ(第千七百八
十二條佛商第九十六條以下)

然レトモ本條ニ定ノタル受寄者ハ有價名義ニ於ケル契約者ノ通
常ノ責任ニ從フ

(修正案) 第一項「旅人」ヲ「人」ト改ム

第二項其他以下ヲ左ノ如ク改ム

其他水陸運送ノ營業人ノ自己ニ運送ヲ任カセラレタル荷物ニ
付テモ亦同シ但其營業力商業ナルトキニ限ル

(栗塚) 「旅人」ヲ「人」トヤリマシタ

(村田)	「旅人」ヲ良カロウ
(栗塚)	「旅人」ト云フト下宿屋ガ困リマス
(清岡)	「止宿セシ人」ト云フト誰チモ良イカ
(元尾崎)	雇人チモ良イカ
(南部)	其レハ寄留ダカライケナイ
(清岡)	親類ノ叔母サンカ泊リニ來タトキハ旅人ニナル
(栗塚)	其レハイケマセン
(村田)	旅人ト看テ良カロウ、コウ書イテ置クト下宿チシテ居ル者カ入ル様ニナル矢張り「旅」ノアル方ガ良イ
(清岡)	「旅」ノアル方ガ良イ
(南部)	其レテハ入レテ置キマシヨウ
(大尾崎)	旅人ガ宜シイ
(元尾崎)	旅人ハ學校生徒モ入ルカ

民取十二ノ一八一

(栗塚)	入りマセン
(元尾崎)	ソシナラ旅人チ宜シイ
(横村)	生徒ノ荷物ナドハ已ムヲ得サル受寄者チハナイカ
(栗塚)	ソウチハアリマセン
(南部)	自分カ借家チシタノモ同シコトチス
(栗塚)	恰度温泉ヘ往チ衣物チ脱イテ置クトカ時計チ置クトカ云フノガ此處チス風呂ニ一杯進入ル人モ旅人ト云ハナケレハナラヌ、二頃ハ「其他水陸運送ノ營業人ノ自己ニ運送チ任セラレタル荷物ニ付テモ亦同シ但其營業カ商業ナルトキニ限ル」ト致シマス
(村田)	此方ガ宜シイ
(清岡)	但ハ入ラヌタロウ
(栗塚)	併シ人力曳カ入りマスカラ
(南部)	人力曳ハ商法チハ商業ニナリマセンカラ

(清岡) 但ハ削テ良カロウ營業人ナラ仕方ガナイ營業人ノ所ヘ以テ來テヤル所ダカラ己レカ營業者トナレハ商業テアルト云テモナイト云テモ仕方ガナイ

(元尾崎) 人力車ヲ入レルト何ゼ悪ルイカ

(南部) 人力車ハ營業ニシテ居ラヌ

(横村) 營業シテ居ランテモ已ムヲ得サル受寄者ト見テハ悪ルイカ

(南部) 人力車ハ人ヲ乗セルモノテ荷物ヲ乗セルモノテナイ

(清岡) 人力車モ都合ニ依テ荷物ヲ載セルタロウ

(横村) 馬車ヲモ同シコトタ、營業テアレハ營業テナイトシテモ已ムヲ得サル受寄者ト看做セハドウシテ不都合カ、受寄者ト看做

シテ良カロウ

(大尾崎) 但ハ削ルガ宜イ

(清岡) 削ルガ良イ營業人ナラ仕様カナイ、其レ丈ケ任テ持タナケレハナリマセン

(元尾崎) 其レテ宜シイ

(南部) ソンナラ起業者へ問ハナケレハナリマセン

(清岡) 起業者ハ但ハ入レテナイ

(南部) 入レテアルノテス、此方テ勝手ニ加ヘタノテハアリマセン

(清岡) ソンナラ原案ノ通りニシテ但ハ入レヌガ良イ

(元尾崎) 營業人ノ營業ト云フト分ラヌ

(横村) 營業人ナラ受寄者ト看做シテ宜シイ

(南部) 營業ト云フ字ガ悪ルイカ知レヌ

(清岡) 原案ノ通りニシテ但テ削ロウ

(横村) 原案ハ悪ルイ

(元尾崎) 修正ノ通りニシテ但チ削ル

(横村) 其レガ宜シイ

(清岡) 舟車運送ハドウスル

(栗塚) 商業テアレハ責任ガ重イシ、商業テナイトキハ好意ニ出
テ居ルカラ尋常ノ寄托ト云フ處カラテハナイカト思フ

(清岡) 營業人ハ決シテ好意テナイ

(大尾崎) 原案ヲ宜シイ

(横村) 縦令營業バカリニシタ處カ何ニシテ受寄者ト看做サレヌ
カ

(南部) 其レハ當リ前ノ受寄者ト看做サレル

(横村) 已ムチ得サル受寄者ト同シコトテハナイカ

(栗塚) 商業ノトキハ契約ノナイモノト見ル

(清岡) 「營業人」ト云フ字ヲ變ヘルカ「運送人」トスレハ良イ

(南部) 其レカ宜シイ

(栗塚) 此處ハ怡度會社ヲ見タ様ナモノヲ指スノテス

(南部) 佛蘭西ノ民法ハ水陸運送人ト譯シテアル

(栗塚) 「舟車運送人及ヒ其他水陸運送人ノ營業ガ商業ナルトキ」
ト致シマシヨウ

(清岡) 其レテ宜シイ、ソウシテ終リノ「關シテモ」チ「付テモ」
トスレハ宜シイ

(栗塚) 其レテ宜シイ

(南部) 其レテ宜シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項ハ原案ニ決ス

第二項ハ左ノ如ク改ム

舟車運送人及ヒ其他水陸運送人ノ營業カ商業ナルトキハ自己ニ

民法草案財産取得篇議事筆記第六十四回

自第九百二十八條「財産」ヲ「財貨」ト修正スル三島檢事意見
至第九百三十二條并ニ「及ヒ」地役」ヲ「不動産役」ト修正ノ意見

明治廿一年六月十二日午前八時二十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

(栗塚) 第三節ノ水陸運送ノ貨物第九百七十一條ヨリ先キハ此一節ヲ商法ノ方ヘ譲リマシテハ如何テ御座イマシヨウ

(南部) 之レハ商法ノ方ニ大概載ツテ居ルノテアリマス

(今村) 事柄ハ殘ラス商法ノ事計リテアリマス其始ノノ條ニ商事ダト云ツテ居ルノテ即チ民法ニハ商事ト見テ居ルノテアリマス民法ニ商事ト書テ置クノハ餘程、オカシウ御座イマス

(栗塚) 此ノ一節ハ十ヶ條アリマスガ、三節皆ナ商法ノ中ヘ入レテ宜シカロウト云フノテアリマス

(今村) 第九百八十條之レガ無い丈ケテアリマスガ之レハ特別法

ニアルカラ送リテ付ケタ文ケノ話シテアリマス

(清岡) ソレ程ノモノナレハ譲テ善カリソウナモノテス

(栗塚) 我々ニハ商法ノ方テ、ヤツテ實ヒタイト思ヒマス

(今村) 之レモ「ボアソナード」ノ發明テアリマス

(村田) 之レハ商法へ入レテ善サソウテアリマス

(南部) 之レガ、アリマスト重複シ疑念ヲ懐ク様ニナツテ同シ事
ヲモ書キ様ガ違フト種々ニ思ヒ又其間ニハ少シ宛違ツタコトモア
リマスカラ商法ニ譲ツタ方ガーツニ固マツテ善イト思ヒマス前ノ
保險ノ所ト同様テアリマス

(栗塚) 全体此ノ條ハ佛蘭西テモ商法ノ中へ導入ツテアルノテア
リマス

(委員長) 何ウモ之レハ善イ様テス

(清岡) 第九百七十一條ト八十條位ヲ殘シテ置ク譯ケニハ行キマ

センカ

(南部) ケレトモ註ニモ云ツテアリマスカラ商法ノ方へ殘シテヤ
ツタラ宜シイテシヨウ素ヨリ商事ノコトテアリマス

(西) 商法ニ在テ支イ無イ様デ、

(栗塚) 商法ニ在ルガ順當テアリマス

(委員長) 之レハ商法ニ譲ツテ宜シイテシヨウ、ソレテハ此ノ三
節ハ殘シテ置キマシヨウ

本節ハ商法ニ譲ルコトニ決ス

財産ノ譯語ヲ修正スルノ意見

民法草案第一條ニ曰財産ハ各個人又ハ公私ノ無形人ノ資産ヲ組成ス
ル權利ナリ

按スルニ財ハ字書ニ人所賣也又可入用者也又貨也トアリテ一箇物
ノ人ノ用ニ入り賣貨ト爲ス可キモノヲ指ス語ナリ産ハ孟子ニ有恒

産又漢高不事家人生産又民産家産産業ナド、用キ來リ財寶ヲ聚メ
 テ一家生活ヲ爲スモノヲ總稱スル字ナリ故ニ財産ハ田地家屋家具
 金穀等一家萬般ノ財寶ヲ總括シタル語ニテ取りモ直サス世俗ノ所
 謂身代ト解セラル又資産ノ資ハ字書ニ貨也トアリテ財ト大同小異
 ノ字ナレハ資産ノ語モ身代ト解セラル然ルトキハ本條ノ財産ハ資
 産ヲ組成スルノ語ハ身代ハ身代ヲ組成スルト解セラレテ極ノテ不
 通ノ語ナリ譬へハ材木ハ家屋ヲ組成スト云へハ通スレトモ家屋ハ
 家屋ヲ組成スト云へハ通セサルト同シ因テ原語ヲ開クニ財産ノ原
 語ハ「ピアン」資産ノ原語ハ「パトリモアース」ニテ元來各異ノ
 語ナルヲ同一ノ語ニテ譯セシヨリ此不通ヲ生シタルモノト知ラレ
 タリ然レハ此ヲ修正シテ通ス可キ譯語ト爲サ、ル可カラス
 「ピアン」ノ語意ヲ開クニ人ノ幸福ヲ得ヘキ貴重ナルモノト云フ
 コトニテ無形物ヲ指ス語ナリ之ヲ轉用シテ有形ノ財貨ニモ用ユル

民取十二ノ一八六

語ナリト然レハ漢語ノ寶ノ字ニ似タリ寶ハ字書ニ珍也瑞也貴也重
 也トアリテ無形ノ珍重貴重ス可キモノヲ指ス詞ナリ易ニ聖人之大
 寶曰位書ニ所寶惟賢又孟子ノ三寶老子ノ三寶佛氏ノ三寶等ニテ知
 ル可シ然レトモ有形ノ財貨ニモ轉用シテ寶玉財寶寶貨ナド、用キ
 來タレハ頗ル「ピアン」ニ適切ナリ又「パトリモアース」ノ語意
 ヲ開クニ世俗ノ所謂身代ニ適切ナレハ資産ノ譯ハ動カス可ラス故
 ニ財産ヲ改メテ財寶トナシ財寶ハ資産ヲ組成スル權利ト云へハ能
 ク通ス可シ然レトモ寶ノ字ハ邦俗ニ寶物寶器ナトニ用キテ平生ノ
 貨財ニ用キルコト少ナシ故ニ俄ニ産ノ字ニ代用スレハ人皆奇異ノ
 思ヲ爲サン且此財産ノ語ノ病ハ産ノ一字ニ在リ故ニ愚按ニハ單ニ
 財ノ字ヲ用キ産ノ字ヲ削リ本條ヲ左ノ如クニ修正セントス
 財ハ各個人又ハ公私ノ無形人ノ資産ヲ組成スル權利ナリ

此第一條ヲ如此修正スル上ハ此民法中一箇ノ貨財ヲ稱シテ産トス

ル所ハ盡ク修正シテ財ノ字ニ代ヘサル可カラス若シ財ノ一字ニテ
語氣不足ノ所ハ貨ノ字ヲ添ヘテ貨財又ハ財貨ト稱セントス
右「ピアン」ノ原語ヲ近世一二ノ法律書ニ財産ト譯セシヨリ諸生
代言人ノ間ニ慣用シ一箇ノ財貨モ財産ト稱シ殆ント熟語トナリタ
ルチ一旦改正スルハ人目ヲ驚カスニ似タレトモ此新法典編纂ニ際
シ誤譯ノ毒チ千萬年ニ遺サンヨリハ寧ロ忍ンテ僅々十年間ノ慣用
ヲ改ムルニ若カス況ヤ世人モ身代ヲ稱シテ財産トスルモノ少カラ
ス未タ海内ノ熟語ト云フニ至ラサルオヤ且今般ノ翻譯ハ一字一句
モ原書ノ意ヲ失ハサルチ主旨トシ頗ル精選ノ世評アルカ中ニ開卷
第一ニ於テ民法中大眼目タル財産二字ノ誤譯ヲ傳フルトキハ人民
ヲシテ他ノ譯語マテチ疑ハシメ堂々タル新法典ノ信用ヲ失ハン豈
惜ム可キノ至ニ非スヤ願クハ大英斷チ以テ修正アラシムコトヲ

明治廿一年六月十二日 大審院檢事三島 謹

法律取調委員長伯爵 山田 顯 義 殿

(委員長) 今村總カ反譯シテ居ル間文字ノコトハ三島ト兩人ヲ定
メテ貰ハント先キニ性ツテ讀ミ悪イ所ガニケ所計リアリマス
(今村) 再調査ノ序デ物權チヤリマシテ一條カラ定メテソレチ委
員長ニ差出スコトニシタ處ガ已ニ一條ニ財産ト云フ文字チアリマ
スガ、之レハ文字論チアリマスガ委員會チ決シタモノダカラ之レ
チ改メルニハ此方チ決シナケレハナリマセンガ處ガ其所ノ文字計
リハ後トカラ直スコトハ出來マセン文字ノ爲メニ前後ノ文章ニ關
係ガアルカラ少シツ、直サナケレハナランカラ專柄ハ論ジテアリ
マスカ關係ノ多イ問題チアリマスガニケ條シカ御座イマセンガ此
會チ御定ノ下サルト其積リテ後トチ書チ参リマスカラ御定メテ願
ヒマス、第一ノ問題ハ財産ト云フ文字カ一條ニアリマスガ、之レ

ハ三島氏ノ説テ財産ト云フ文字ハ一條ノ中ニ、二ツアリ、財産ハ
資財ヲ組成スル權利ナリト、アリマス兩方トモ財産ノ文字ガアツ
テ宜シクナイト申スコトデアリマス

(三島) 素トカラ私モ案シテ居リマスガ何ウモ開卷第一ノ所ハ文
字ノ方カラ見ルト如何ニモ解セマセンノテ御座イマス、ト申スノ
ハ財産ト云フモノハ財貨ヲ組立テ一家ノ身代トナシタモノヲ産ト
云フガ、恒ノ産ト云フハ産業杯ト云ツテ産ト云フハ一物ヲ指シタ
字テハ無イガ、ソレヲ組立ツテ又資産トナスト云フノハ何ウモ身
代ヲ組立ツテ身代トスルト云フコトニシカ文字ガ通りマセンノテ、
分リマセン文字カラ見ルト人間ヲ組立ツテ人間ヲ成スト云フコト
ニナリマス、人間ヲ組立ツテ人間ヲ成スナラハ分リマスガ人間ヲ
組成シテ人間ヲ成スト云フハ分リマセン、ソレカラ段々原書ノ御
話シヲ聞キマシテ御座イマス處ガ原書ハ字ガ違ツテ居ルノテ字ガ

自カラ違ツテ居ルト、ソレナラハ違ツタ字ヲ入レタナラハ、ト申
スコトカラ承ツテ見ル所ガ元トノ産ト云フ字ハ(ピアント)カ云
フ字ガ、ソウテ御座イマスガ有形ト無形ノモノヲ指ス字ダト云フ
コトチス、ソコテ段々ニ開クニ支那ノ寶ト云フ字ガ今日金玉カラ
出タ字チ金銀財寶ト申ス字テ之レハ儒者テモ三寶ト云ヒ無形ノモ
ノヲ寶ト云フ恰度、彼ノ字位ヒテアリマス、ソレヲ組立ツテ、ソ
ウレテ集ツノテ資産ト云フコトナレハ書キマシテモ分リマス、デ
ドウモ身代ヲ組立ツルノテハ通りマセン、大事ノ法典ノ第一テア
リマスカラ、文字ヲ知ツテ居ナケレハ分リマセントカ云フ様テハ
如何ト思ヒマス、此ノ事文ケハ御考ヘテ頭ヒ度イト、思ヒマス文
字論テハアリマスガヅウツト通りマスモノテアリマスカラ直譯ニ
ハアリマシヨウケレトモ原書ニ違ツタ字ガ使ツテアリマスニ同シ
字ニ譯スノハ直譯テ無イト思ヒマス、文字ノ道理ニ當ルモノヲ俟

ノナケレハナラント信シマス

(今村) 尙ホ皆ナサンニ注意ヲ願フテ置キマスガ第一會ニ、三島氏ノ只今ノ論ガ出マシタノテ感服致シマシタ財産ト云フ字ハ外ノ法律ニモアリマシテ日本法律中ニハ大層アリマスガ、ソレヲ換ヘ様ト云フノチアリマスカラ問題ハ大キイ問題チアリマス、ケレトモ三島氏ノ説ハ堂々タル民法ヲ發布スルニ至ツテ備極ナ不都合ナ文字ヲ法律ニ存スルコトハ無イ様ニト云フノチ尤ナ説チアリマス乍併財産ト云フコトチ原書ニ付キマシテ誤ヘマシタラ之レハヘビアン)ト云フ字ヲ讀リ學者説チ聞クト個様ナコトチ、ソウチ、水ハ我レニ渴チ止ノル益ガアル併シ其水チ吞チ渴チ止ノルト云フ益チ生セムルニハ水チ使ウ權利ガアツテ彼方ニ水ト云フ外物ガアツテ身体外ニアルモノト突キ合セテ初メチ益チ生スルノチ其益ト云フモノチ佛蘭西語ニヘビアン)ト云ツタ、ソウチ此ノ權ハ無形ノ

民取十二ア一八九

名チアリマス所ガソレチ佛蘭西民法ニモ現ニアリマスガ品物ガ即チ財産ト云フヘビアン)トナルト云フノチ或ルハ權利ノコトハ無形第一ニ財産ト唱ヘタ所モアリマス、ソウ云フ益チ物、即チ益トシタハ、間違ヒナイガ「ボアソナード」カ人間ニ權利チ付ケテ仕舞タノチアリマス所ガ權利計リテ益ガ生シナイ彼方ニ、相手ガアツテ兩物ガ出合セテ中間カラ益チ生シテ行クノチ無形物ニ使ツテ居ルガ「ボアソナード」ハ人間ニ使ウノチ御互ヒニ弊ガアルト思フソレチ法律ハ「ボアソナード」ガ財産ト云フ指シ所チ轉覆シタモノタカラ論ガアルノチアリマスガ、ソウ云フ品物チアルカラ賣ト云フ字ガ當ルカモ知レマセン、故ニ今日ハ大英斷チ以テ委員會チ通ツタ文字チ民法チ定ルニ際シテ換ヘルカ否ヤノ問題チアリマスカラ皆ナサン、ドウカ之レチ御熟考チ願ヒ度イ

(委員長) 三島ノ考ヘテハ、財實ハ各人ニ組成スル權利ナリト云

フノカ

(三島) 實ト云フト權利ノドウ、トカ云フ字ニ當ラント云フ議論モアリマスカラ、ソレチ只タ貨物トカ財貨トカ云ヒ、タイノテ即チ産トナルノテアリマス、故ニ貨物トカ財貨トカ云フ字ニシタイノテアリマス

(今村) 物ノ字ガ工合ガ悪イノテ御座イマス

(三島) 今日俗間ニ財産ハドウ、爾フ、此視箱チ見テモ財産ト云フコトハ、成程アルケレトモ、併シソレハ財産ノ一部分チ云フノテ彼ノ者ノ財産ハドウカ、ト云フト身代ガ、ドウカト云フニモ用キマス

(委員長) 今日ノ法律上權利ハ財産ノ一部分ト云フコトハ殆ント認メテ居リマス、ソコサニ、極ク適當ノ文字ガアレハ素ヨリ換ヘルモ宜シイガ財産ト云フノテ換ヘルノモ面測チアロウト思ヒマス

財産ト云フ字チ換ヘルモ資産ト云フ字チ換ヘルモ六ケ數カロウ

(今村) 成程一條中財産ハ資産チ組成スルト云フハ分リマスマイカラ、其排撃ハ御尤モテアリマス、此ノ一條斗リ財産ノ「産」ノ字チ止メテ「財」ハ資産チ組成スルトシテモ、オカシウ御座イマス

(三島) 私ハ折衷説テアリマス

(委員長) 一條文ケハ宜シイガ民法文ケハ殘ラス買カネハナリマセン

(笑作) 今村君ノ言ハル、通り一條ニモ財産ト云フ字ハ(ピアン)ト云フ字ハ當リマスマイ、カラ三島氏ニモ聞イテト思フガ併シ今日マテ行ハレタ字チ思ヒ切ツテ奇妙ナ字ニ成スカ、ソレテモ少シハ不都合チモ世間ノ人ニ耳慣レタモノヲ用キテ置クカテアリマス
(今村) 此ノ一條ハ只タ英斷チ以テ換ヘルカ否ヤテアリマス

(笑作) 佛蘭西ノ(ピアン)ト云フ字ハ財産ト、シテハ當ランコトハ充分認メテ居ルノテアリマス併シナカラ、ソレヲ思ヒ切ツテ使ウカ否ヤテアリマス

(委員長) 財産ト書クト言イ習ハシニナツテ居ルカラ(ピアン)ト云フ字ヲ財貨トカ云フト通例ノ人ニハ分リマセン意味ノ通センコトハアリマセンカ

(西) 通センコトカアリマス

(委員長) 權利ハ財産ヲ保護スルト云ツテモ、オカシイ

(笑作) 之レハ別問題テアリマスガ牽連シテ居ルカラ申シマスガ動産不動産ト云フ一ツ家ヲ不動産ト云フ、アレハ如何

(三島) 一ツモノテハ産トハ云ヘン道理テアリマス

(笑作) 然レハ、アレモ動財不動産ト云ハナケレハナラン

(三島) 家モ田地モ他ノ物カ集ツテ産ト云フノテアリマス

(笑作) ソレ迄ノ英斷ヲ用キテ法律ニ財産ト使ウハ民間ニモ凡ソ分ツテ居ルニ、ドウシテモ不適當タカラ此ノ度民法ニ動産ト云フ一字ヲ持ヘル様ナ適當ナ字ヲ用ユルカ否ヤテアリマス

(三島) 今日ノ人ハ凡ソ法律ヲ見ル位ハ知ツテ居リマシヨウシ民法ヲ作ツテ海内ニ出シタ時分ノレヲ見テ之レハト云フ譯ハアリマスマイ故ニ若シ是迄ヲノガ不都合ト見ルナレハ御英斷ガアリタイコトト思ヒマス

(清岡) 支那譯テハ何ントアリマスカ

(笑作) 「キアキウルテ」ト云フ字ガ當ルノテアリマス

(村田) 獨リ財産斗リテハアリマスマイ外ニモ、ソナナコトガ深山アリマス

(横村) 權利ト云フトキハ、彼ノ財ト云フ字カ當リマシヨウカ

(三島) 權利ト云フハ、財貨ト云フ空ナモノテ、持ツノテアリマ

スカラ、ソコテ賣ト云フ、賣ハ權利ト云フ自分ノ賣トスルト云フ
ノテ、ソレ故支那テモ空ナ無形物ニナツテ居リマス賣即チ權利ト
云フ方ガ、ビツタリ、合ヒマスソレ故權利ニハ合ヒマスガ財ト云
フハ、一箇ノ身代ニシテハ權利ト云フト間違ヒマス

(大尾崎) 産ト云フハ諸物ガ集マラント産ト云ヘマセンカ

(三島) 左様テス恒ノ産トモ云ヒマス

(大尾崎) 必ス一箇ノ物ガ集マラントハ産ト云ヘント云フコトハ
無イテシヨウ

(三島) 一ツノ物チ産ト云フコトハアリマセン

(大尾崎) 一ツテモ、ソレカラ利益チ生スルノハ矢張り産テアリ
マシヨウ

(三島) ケレトモ、ソレハ元ト支那字ニ一ツノ熟字ニ云ヒ來ツテ
アリマスガ只ダーツ茲ニ至ツテ困ルノハ一ツノ物ニナルト、云フ

民取十二ノ一九二

コトハ、讀ノマセン

(村田) 産ト云フ字ハ換ヘルコトハ出來マセン

(栗塚) 「財産」チ「資産」トシテモ宜シイ

(村田) 之レハ人ノ耳ニ止マツテ居ル方ガ宜シイテシヨウ

(松岡) 定義ハ止ラレナイガ元來財産ハ資産チ組成スル權利ナ
リト云フハ、爾ハハ餘計ナコトテ財産ト云フ物ハ人ノ身上チ持ヘ
ル其持ヘテユク組成ニ關係チ具ヘタ權利ト云フカ、財産ト云フモ
ノ、權利ト云フモノガ、アツテ始メテ財産ニ爲ルト云フ丈ケナレ
ハ無理ニモ事ガ通リマスガ資産チ組成スル家産チ組成スルト財産
ト云ヘハ家産ニ違ヒナイト解釋シヨウトシテモ出來マセン

(委員長) 其餘カラ云フモヘビアン)ト云フ字ハ澤山アリマスカ
ラ一條止ノテモヘビアン)ト云フ字チ財産ト譯クスカ、財貨ト譯
スカ、變ハラントス